

第2期

周防大島町スポーツ推進計画(案)

計画期間:令和7(2025)年度～令和16(2034)年度



～スポーツを楽しみ、スポーツでつながる
誰もが健康で豊かなまち、周防大島～



令和7(2025)年3月

周防大島町

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1.1	計画改定の趣旨	1
1.2	計画の位置づけ	1
1.3	計画の期間	2
1.4	スポーツの定義	2
第2章	本町のスポーツを取り巻く状況と課題	3
2.1	本町を取り巻くスポーツ環境	3
2.2	スポーツに関する町民アンケート調査	12
2.3	関連計画	26
2.4	関係者ヒアリング調査	28
2.5	第1期計画の評価	29
第3章	計画の体系	36
3.1	計画の方向性と基本理念	36
3.2	基本目標	37
3.3	取組の方向性	38
3.4	施策体系	42
第4章	施策の展開	43
4.1	基本目標① 生涯にわたるスポーツ活動の推進	43
4.2	基本目標② スポーツに取り組む環境の整備	49
4.3	基本目標③ スポーツ施設の充実	53
4.4	基本目標④ 町民協働によるスポーツの推進	55
第5章	計画の推進に向けて	58
5.1	推進体制構築のための要素	58
5.2	本町の推進体制	59
■	資料編	60
資料1	周防大島町スポーツ推進計画策定委員会	60
資料2	用語解説	63

第1章 計画の策定にあたって

1.1 計画改定の趣旨

本町では、平成 27(2015)年度から令和 6(2024)年度までの 10 年間を計画期間としたスポーツ推進計画を策定し、これに基づきスポーツ施設の改修や総合型地域スポーツクラブの設立を支援してきたほか、各種スポーツ関連事業の開催等に取り組み、町民一人ひとりがスポーツに親しみ、誰もがいつでも気軽にスポーツに取り組むなど、スポーツが暮らしの一部として根づくことで活力あるまちを築くことをめざし、ハード・ソフト両面から展開してきました。

そうした中、国では、平成 23(2011)年度に施行されたスポーツ基本法に基づき、「第 1 期スポーツ基本計画」（以下、第 1 期計画）が平成 24(2012)年度に制定され、その後、令和 3(2021)年度には、第 3 期スポーツ計画が策定されました。その間、平成 27(2015)年度には、スポーツ庁が設立されました。

また、私たちを取り巻く事象として、人口減少や少子高齢化の進行などに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京オリンピック・パラリンピックの開催など、私たちの生活環境や社会環境へ多大な影響を与えました。

こうした状況を踏まえ、今後においても本町のスポーツ環境を取り巻く社会情勢の変化などに対応し、町民一人ひとりがスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康で生き生きと暮らすことができるよう、今回新たに計画期間を令和 7(2025)年度から令和 16(2034)年度までの 10 年間とする「第 2 期周防大島町スポーツ推進計画」（以下、本計画）を策定し、スポーツ推進に関する施策を効果的に進めていきます。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第 10 条に規定する地方スポーツ推進計画として策定するもので、国のスポーツ基本計画を参酌しながら、本町の实情に即した計画とします。また、第 2 次周防大島町総合計画を本町の上位計画と位置づけ、関連する本町の各計画等と連携したスポーツ推進に関する基本的な計画として位置付けます。

なお、本計画は、周防大島町スポーツ推進計画策定委員会を設置し、委員会で出された意見を踏まえて作成しています。

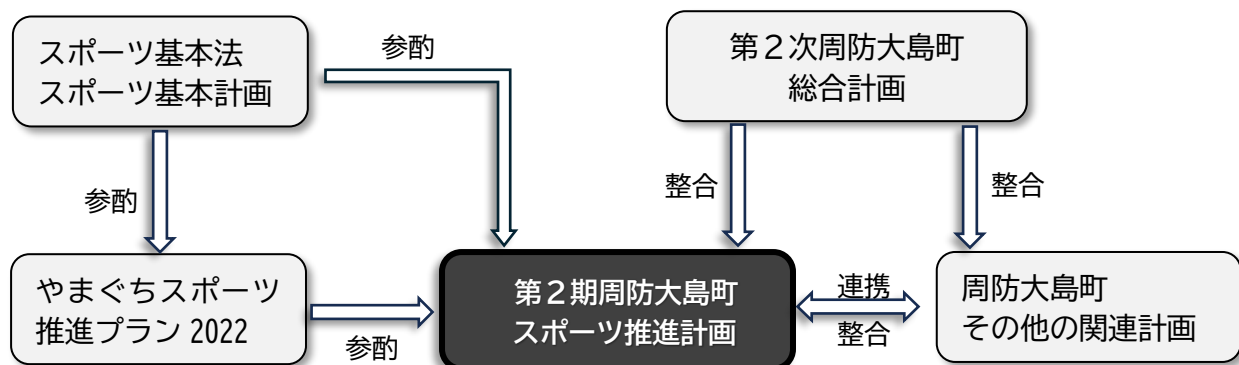


図 1.1 計画関連図

1.3 計画の期間

計画期間を令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10年間とします。

なお、本町を取り巻く環境や社会情勢の変化を鑑み、中間年度にあたる令和11(2029)年度には、計画の中間評価と内容の見直しを行います。

また、中間年度の定期的評価・検証に加え、コロナ禍のような本町を取り巻く社会情勢等が大きく変化するような場合には、適宜見直しを行っていくこととします。

令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	令和14 (2032) 年度	令和15 (2033) 年度	令和16 (2034) 年度
第3期スポーツ基本計画								中間評価と 内容の見直し					
やまぐちスポーツ推進プラン 2022													
第2次周防大島町総合計画 基本構想													
第1期 周防大島町スポーツ推進計画					第2期 周防大島町スポーツ推進計画								

図 1.2 計画期間

1.4 スポーツの定義

スポーツ基本法前文では、「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの」とされています。また、国の「第2期スポーツ基本計画」では、スポーツとは「身体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足をもたらすもの」と定義されており、競技スポーツだけではなく、ウォーキングや体操などの軽い運動など、日常生活で行う身体活動全般が含まれていると捉えることができます。

これを踏まえ、本計画では、「スポーツ」を競技スポーツだけではなく、余暇時間や仕事時間等を問わず健康を目的に行われる身体活動や、楽しみを目的とした身体活動まで幅広く捉え、また、各種スポーツ大会やイベントなどの運営に携わることでスポーツを通じたコミュニティの形成もスポーツ活動として視野に入れることとします。

このような身体活動以外でも、最近は、「eスポーツ」や「頭脳スポーツ」などといった遊戯性や競技性を含むものを幅広くスポーツと捉えることも見受けられことから、本計画においても、身体活動以外のこれらの思考的活動も「スポーツ」として捉えることとします。

第2章 本町のスポーツを取り巻く状況と課題

2.1 本町を取り巻くスポーツ環境

本町では人口の自然減少が慢性化しており、人口減少や少子高齢化が進行しています。このような人口減少などの傾向は、将来にわたっても続くものと推測されています。

健康状態で生活することが期待される健康寿命は、男性、女性ともに、全国、山口県よりも短く、特に男性は女性に比べ、短い傾向にあることから、今後、生活習慣の改善や健康維持のための意識向上などが望まれます。

本町に存するスポーツ施設の利用状況を見ると、コロナ禍の影響を受けた後、回復傾向にありますが、コロナ禍以前の状態まで回復していません。施設利用率の鈍化は、地域の健康促進やコミュニティ活動の活性化に支障が出ることが懸念されます。

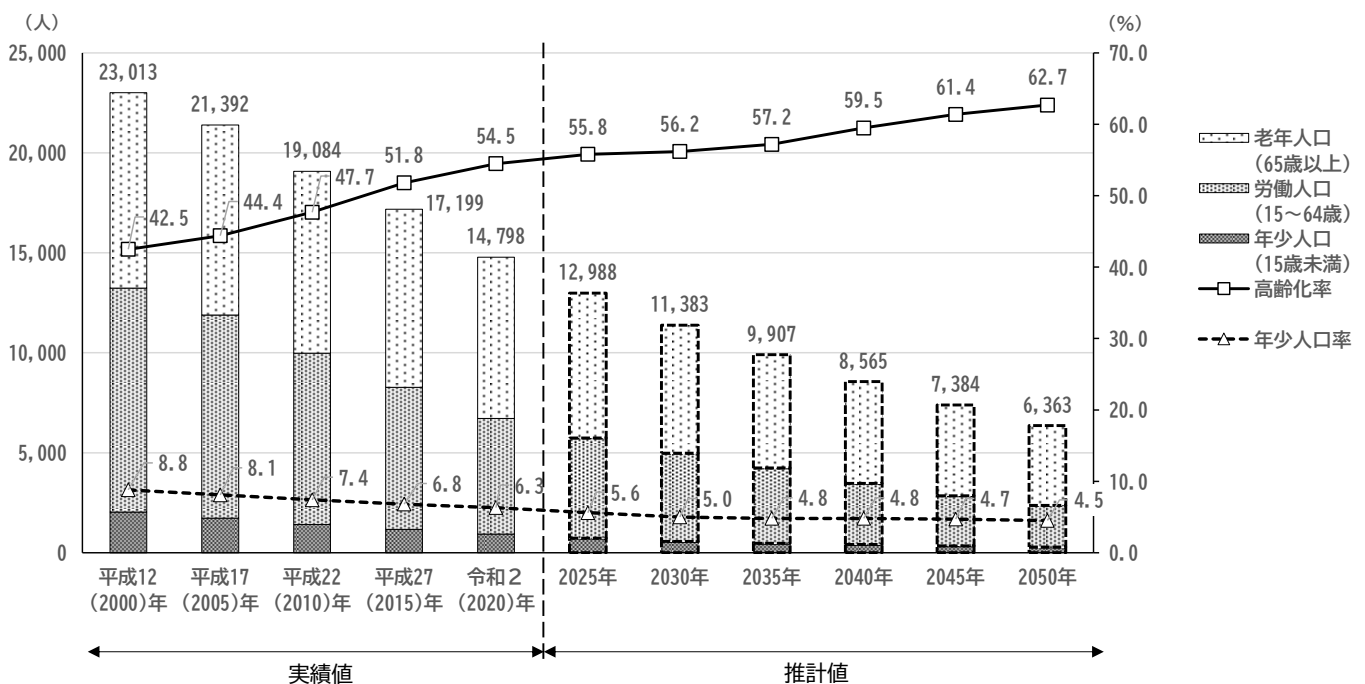
小・中学生を対象にした体力・運動能力の調査結果をみると、全国的に体力の低下傾向にあり、この傾向は、本町においても同様であり、基礎的な体力低下が懸念されます。

1) 人口の動向

(1) 人口の推移

令和2(2020)年国勢調査結果をみると、周防大島町の人口は14,798人であり、これは平成27(2015)年に比べて2,401人(約14.0%)の減少を示しています。この減少率は、山口県内で第2位の高さです。

また、年少人口(15歳未満)の割合は、平成12(2000)年には8.8%でしたが、令和2(2020)年では6.3%に減少し、また、2050年(推計値)には4.5%と予測されており、将来的な人口構成の変化も懸念されています。



出所：実績値は、各年国勢調査

推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

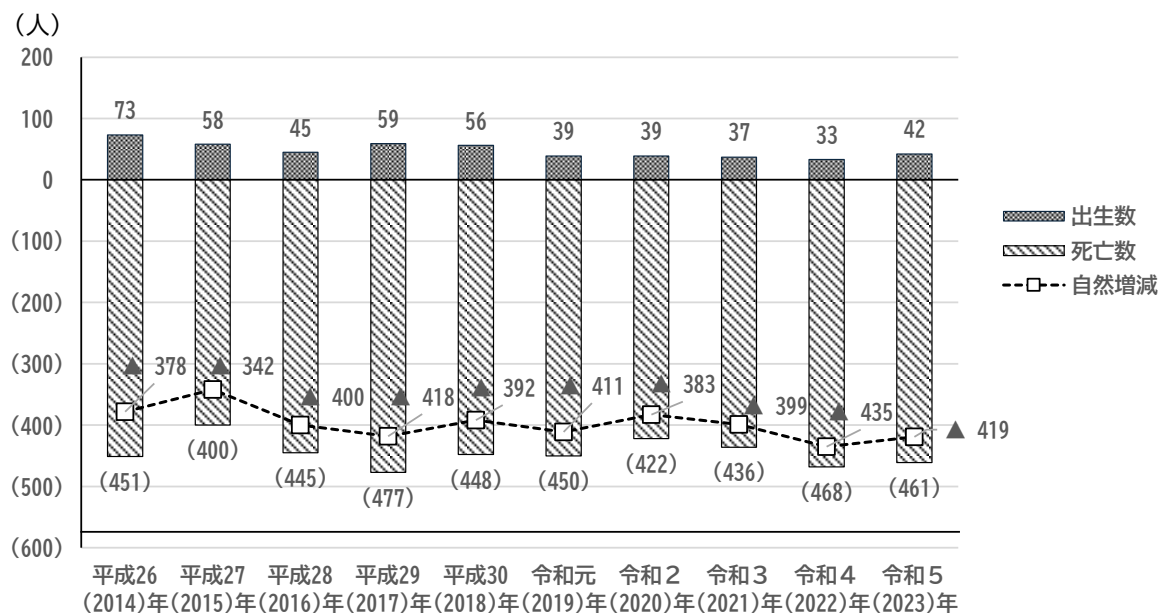
図 2.1 周防大島町の人口の推移

(2) 自然増減及び社会増減

本町では、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向が続いています。

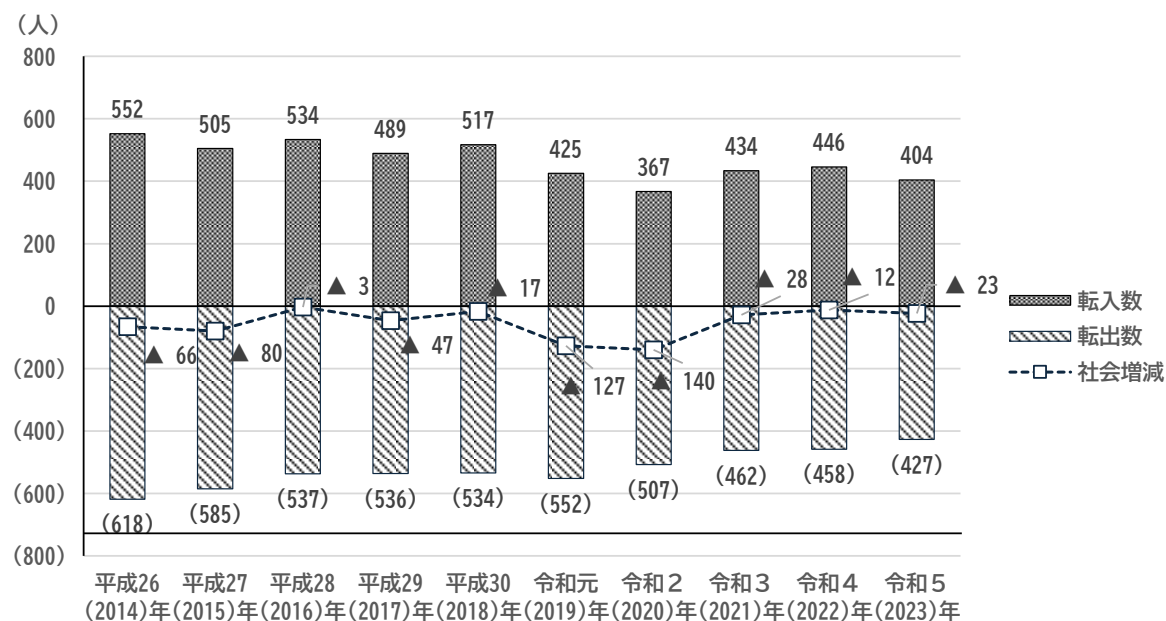
特に、近年では出生数が減少し、死亡数が相対的に増加する中で、自然減の幅が拡大していることが懸念されています。この状況は、地域の人口の持続可能性に影響を与える要因となっています。

また、転出者が転入者を上回る社会減の傾向が続いています。転入者の流入がある一方で、転出者も多く、これにより社会増減の数値が安定しない状況です。



出所：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」総務省

図 2.2 周防大島町人口の自然増減



出所：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」総務省

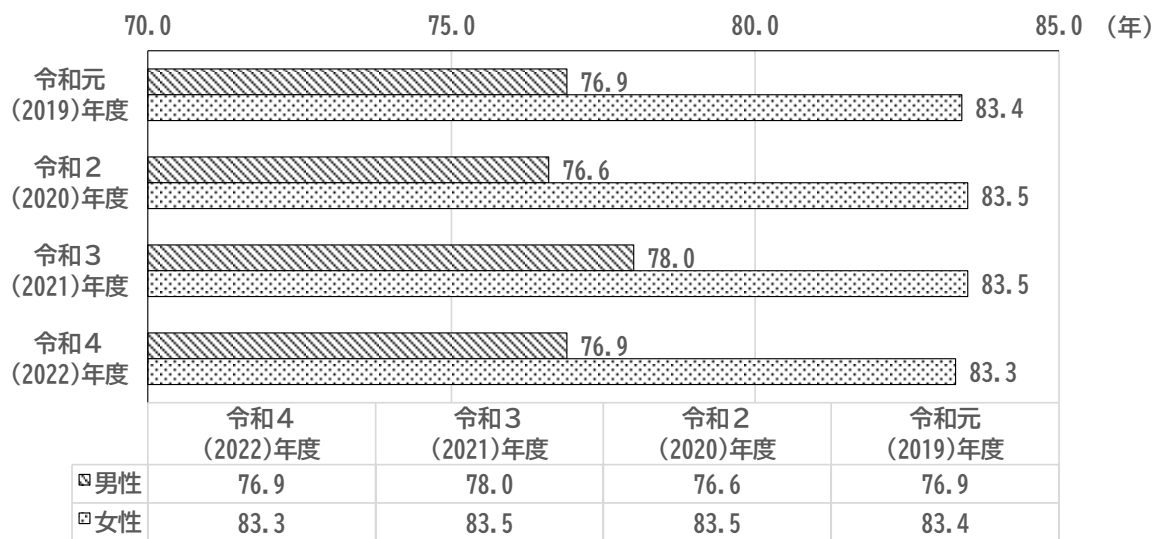
図 2.3 周防大島町人口の社会増減

2) 健康寿命

本町の令和元(2019)年度から令和4(2022)年度における健康寿命を見ると、男性は、令和3(2021)年度に大きく増加しましたが、令和3(2021)年度を除いて横ばいとなっています。女性では、減少傾向にありますが、大きな変化はありません。

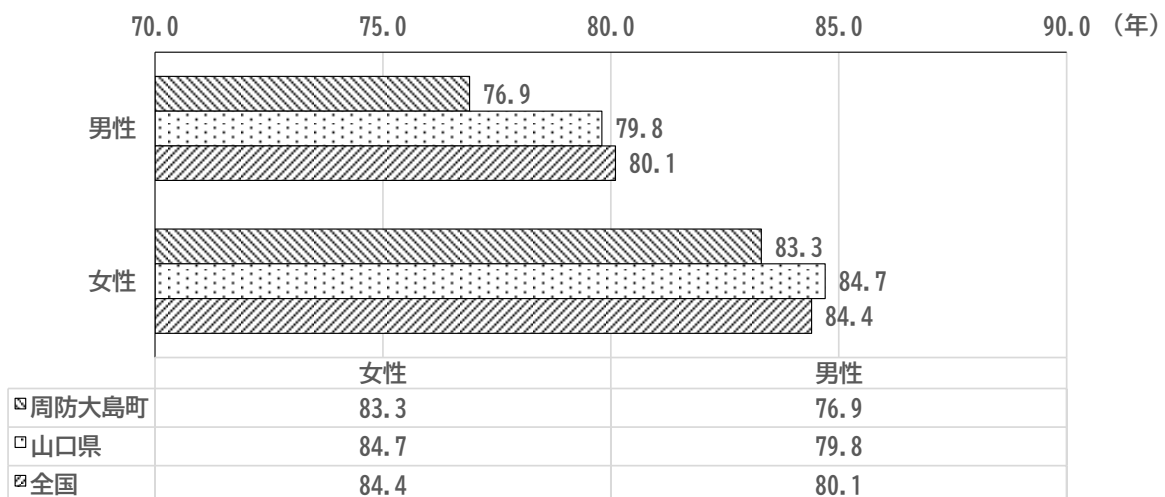
全国、山口県、本町の令和4(2022)年度における健康寿命を見ると、男性、女性ともに、全国、山口県よりも短く、特に男性は女性に比べ、短い傾向にあります。

町民が夢や希望をもった活力ある生活を送るためには、生活習慣の改善や健康維持のための意識向上など、平均寿命だけではなく、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である健康寿命を延ばしていくことが重要となります。



出所：国保データベース（KDB）システム

図 2.4 周防大島町の健康寿命の推移



出所：国保データベース（KDB）システム

図 2.5 国、県、周防大島町の健康寿命の比較（令和4(2022)年度）

■平均寿命（平均余命）

ある年齢の人々がその後何年生きられるかという期待値を指し、ここでは0歳時点の平均余命を示している。

■健康寿命（平均自立期間）

日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間のこと。

3) 施設利用の状況

本町の主要なスポーツ施設の利用状況をみると、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、スポーツへの参加機会も減少したこともあり、令和2(2021)年から令和3(2022)年にかけて施設利用者数が大きく落ち込んでいます。令和4(2023)年以降では、利用者数の増加がみられますが、コロナ禍以前の第1期計画策定時(平成27(2015)年)の水準まで回復していません。利用率が鈍化すると、地域の健康促進やコミュニティ活動への支障など、地域社会への影響が懸念されることから、今後、施設の充実や管理運営の促進、町民への啓蒙活動など、施設利用率の向上を図る必要があります。

本町で利用の多い施設は、「陸上競技場」や「総合体育館」「B & G海洋センター(体育館、プール、艇庫)」「農業者健康管理センター」ですが、中でも、「陸上競技場」と「B & G海洋センター(体育館、プール、艇庫)」は、15,000人以上の利用者があります。また、「B & G海洋センタープール」は、令和6(2024)年度に老朽化した施設の修繕と屋内プールを温水化するリニューアル工事が行われ、令和7(2025)年5月に温水プールとして開館することから、施設の利用期間が伸び、活用頻度の向上が期待されます。

また、この他の施設として、ながうらスポーツ滞在型施設やサン・スポーツランド片添、橘ウインドパークなどの施設があります。

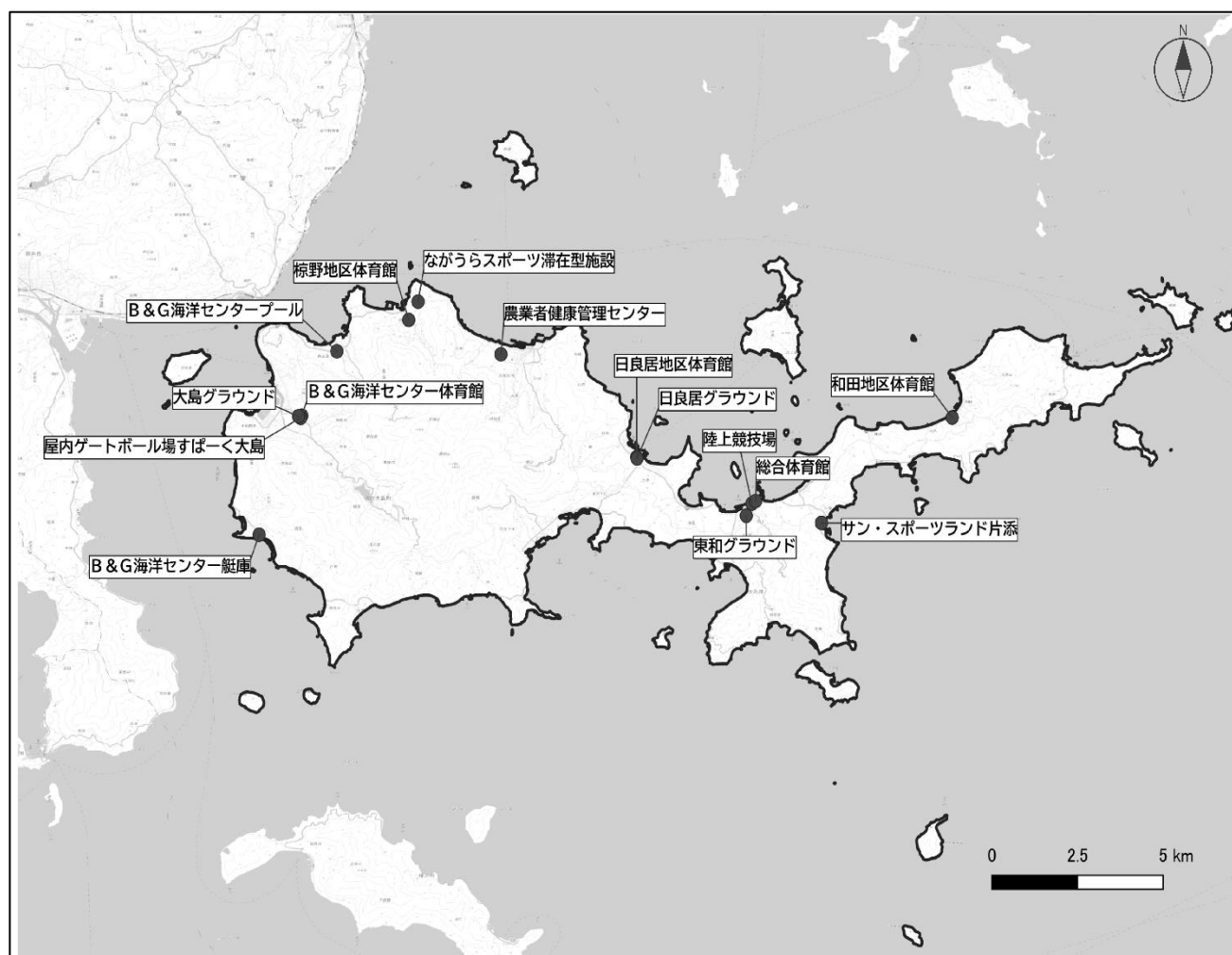


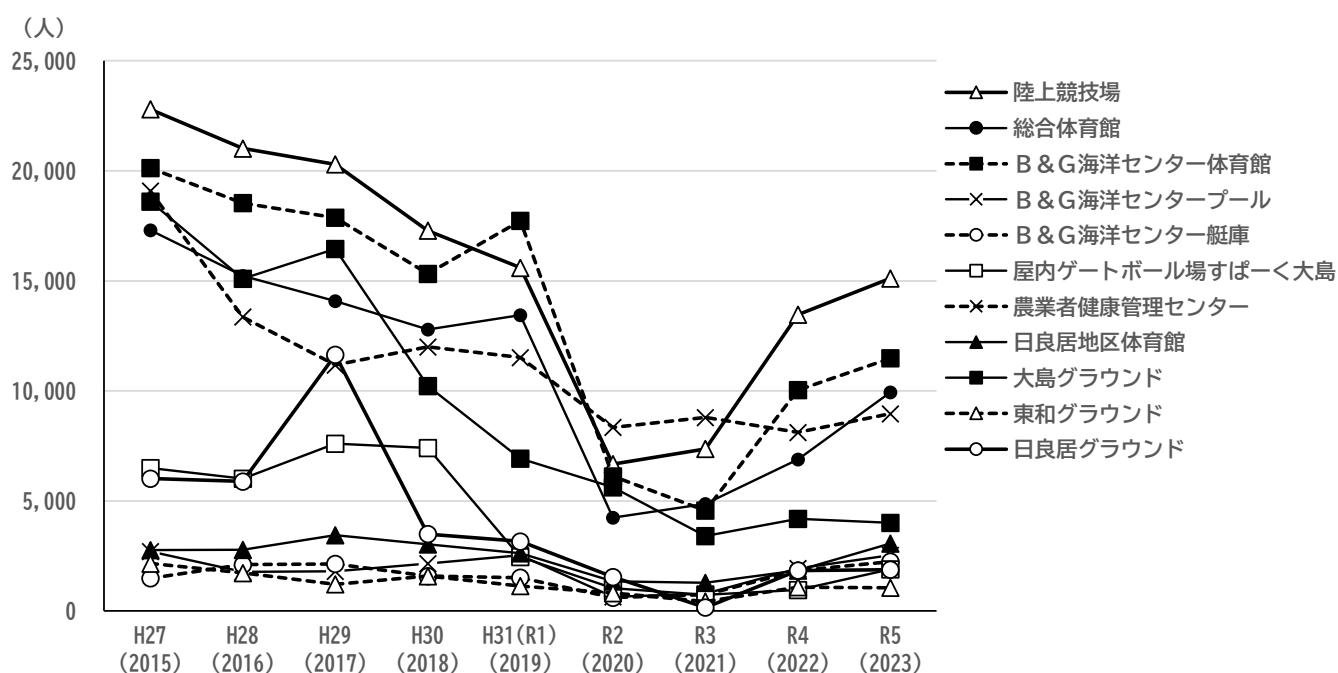
図 2.6 周防大島町のスポーツ施設位置図

表 2.1 周防大島町のスポーツ施設の状況（社会教育課所管）

単位：人

	施設名	利用者数									増減比 (R5/R2)	増減比 (R5/R4)
		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31(R1) (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)		
1	陸上競技場	22,796	21,023	20,294	17,287	15,598	6,679	7,365	13,470	15,118	↑2.264	↑1.122
2	総合体育館	17,301	15,234	14,089	12,797	13,443	4,239	4,872	6,883	9,936	↑2.344	↑1.444
3	B & G海洋センター体育館	20,127	18,537	17,870	15,323	17,732	6,125	4,567	10,036	11,487	↑1.875	↑1.145
4	B & G海洋センタープール	2,708	1,780	1,809	2,163	2,540	643	783	1,935	2,537	↑3.946	↑1.311
5	B & G海洋センター艇庫	1,492	2,107	2,139	1,586	1,512	609	748	1,833	2,246	↑3.688	↑1.225
6	屋内ゲートボール場すぱーく大島	6,500	6,020	7,611	7,409	2,461	1,042	741	953	1,890	↑1.814	↑1.983
7	農業者健康管理センター	19,086	13,364	11,182	12,004	11,521	8,343	8,797	8,119	8,965	↑1.075	↑1.104
8	日良居地区体育館	2,776	2,787	3,448	3,024	2,632	1,348	1,278	1,842	3,064	↑2.273	↑1.663
9	和田地区体育館	-	420	240	300	200	120	0	0	0	-	-
10	棕野地区体育館	-	-	320	192	184	66	0	0	0	-	-
11	大島グラウンド	18,600	15,100	16,459	10,221	6,931	5,626	3,413	4,187	4,002	↓0.711	↓0.956
12	東和グラウンド	2,160	1,728	1,218	1,590	1,134	815	433	1,082	1,057	↑1.297	↓0.977
13	日良居グラウンド	6,016	5,885	11,645	3,499	3,162	1,550	160	1,842	1,882	↑1.214	↑1.022

出所：周防大島町調べ



出所：周防大島町調べ

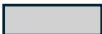
図 2.7 主要施設における利用者数の推移

4) 小・中学生の運動・スポーツの状況

平成30(2018)年度から令和5(2023)年度の5年間の児童生徒の体力、運動能力は、全国、山口県、本町ともに低下傾向にある中、山口県及び本町の中学2年生男子は上昇しています。また、種目別を見ると、「上体起こし」や「シャトルラン」の運動能力の低下がみられます。

本町の児童生徒の体力、運動能力をみると、小・中学校、男女ともに全国及び山口県平均より高い種目が多く、各学年とも過半数以上の種目で全国及び山口県平均を超えています。

《表の見方》

- ・増減比は、平成30(2018)年度結果に対する令和5(2023)年度結果の割合
 - ・増減比欄の  は、令和5(2023)年度結果が平成30(2018)年度結果を上回っている種目
- ※1 令和5(2023)年度において、全国及び山口県を上回っている種目については”○”を付している。

出所：全国及び山口県は「全国体力・運動能力、運動習慣等調査（公立学校）」（スポーツ庁）
周防大島町は、周防大島町調べ

■全国体力・運動能力、運動習慣等調査

全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証しその改善を図るための調査。

【対象学年】小学校5年生、中学校2年生

【実施時期】4月末から7月末までの期間

【実施種目】小学校：握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20m シャトルラン、50m 走、立ち幅とび、ソフトボール投げ（8種目）

中学校：握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走（男子1500m、女子1000m）、20m シャトルラン、50m 走、立ち幅とび、ハンドボール投げ（9種目）



(1) 小学生の種目別体力・運動能力(平均値)

表2.2 小学5年生男子

種目	調査年度	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横跳び (回)	シャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ボール投げ (m)
全国	平成30 (2018)年度	16.5	19.9	33.3	42.1	52.2	9.4	152.3	22.1
	令和5 (2023)年度	16.1	19.0	34.0	40.6	46.9	9.5	151.2	20.5
	増減比 (R5/H30)	0.976	0.955	1.021	0.964	0.898	1.011	0.993	0.928
山口県	平成30 (2018)年度	15.9	19.2	32.0	41.6	53.9	9.4	150.5	21.9
	令和5 (2023)年度	15.7	18.5	32.5	40.6	49.7	9.5	150.2	20.6
	増減比 (R5/H30)	0.987	0.964	1.016	0.976	0.922	1.011	0.998	0.941
周防大島町	平成30 (2018)年度	18.9	19.7	35.9	44.7	56.3	9.3	148.8	23.2
	令和5 (2023)年度	18.1	17.7	33.7	42.7	61.4	9.3	146.8	24.0
	増減比 (R5/H30)	0.958	0.898	0.939	0.955	1.091	1.000	0.987	1.034
	全国を上回っ ている種目※1	○			○	○	○		○
	山口県を上回っ ている種目※1	○		○	○	○	○		○

表2.3 小学5年生女子

種目	調査年度	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横跳び (回)	シャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ボール投げ (m)
全国	平成30 (2018)年度	16.1	19.0	37.6	40.3	41.9	9.6	146.0	13.8
	令和5 (2023)年度	16.0	18.1	38.5	38.8	36.8	9.7	144.3	13.2
	増減比 (R5/H30)	0.994	0.953	1.024	0.963	0.878	1.010	0.988	0.957
山口県	平成30 (2018)年度	15.6	18.4	35.9	39.7	44.6	9.7	143.2	13.2
	令和5 (2023)年度	15.7	17.6	36.9	38.7	40.7	9.8	143.4	13.2
	増減比 (R5/H30)	1.006	0.957	1.028	0.975	0.913	1.010	1.001	1.000
周防大島町	平成30 (2018)年度	17.7	20.5	36.6	43.0	50.6	9.5	145.1	15.2
	令和5 (2023)年度	17.3	17.1	38.2	39.6	47.7	10.7	139.4	14.5
	増減比 (R5/H30)	0.977	0.834	1.044	0.921	0.943	1.126	0.961	0.954
	全国を上回っ ている種目※1	○			○	○			○
	山口県を上回っ ている種目※1	○		○	○	○			○

第2章 本町のスポーツを取り巻く状況と課題

(2) 中学生の種目別体力・運動能力(平均値)

表 2.4 中学2年生男子

種目	調査年度	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横跳び (回)	持久走 (秒)	シャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ハンドボール投げ (m)
全国	平成 30 (2018)年度	28.8	27.3	43.4	52.2	393.7	85.7	8.0	195.6	20.5
	令和 5 (2023)年度	29.0	25.7	44.0	51.2	409.9	77.8	8.0	197.0	20.3
	増減比 (R5/H30)	1.007	0.941	1.014	0.981	1.041	0.908	1.000	1.007	0.990
山口県	平成 30 (2018)年度	28.0	26.7	41.5	52.3	393.7	88.3	8.0	191.5	19.8
	令和 5 (2023)年度	28.9	25.6	44.0	52.6	403.7	81.0	8.0	197.5	20.2
	増減比 (R5/H30)	1.032	0.959	1.060	1.006	1.025	0.917	1.000	1.031	1.020
周防大島町	平成 30 (2018)年度	29.5	28.2	42.9	52.4	386.3	92.2	8.0	189.2	18.8
	令和 5 (2023)年度	29.7	25.9	43.4	55.4	420.0	77.6	8.2	193.6	21.3
	増減比 (R5/H30)	1.007	0.918	1.012	1.057	1.087	0.842	1.025	1.023	1.133
	全国を上回っている種目※1	○	○		○					○
	山口県を上回っている種目※1	○	○		○					○

表 2.5 中学2年生女子

種目	調査年度	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横跳び (回)	持久走 (秒)	シャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ハンドボール投げ (m)
全国	平成 30 (2018)年度	23.8	23.8	46.2	47.3	287.5	59.6	8.8	170.1	12.9
	令和 5 (2023)年度	23.1	21.5	46.3	45.7	307.0	50.5	9.0	166.2	12.4
	増減比 (R5/H30)	0.971	0.903	1.002	0.966	1.068	0.847	1.023	0.977	0.961
山口県	平成 30 (2018)年度	23.5	23.6	44.3	47.9	285.0	62.8	8.8	167.5	12.7
	令和 5 (2023)年度	23.0	21.4	45.5	47.1	300.9	53.9	9.0	168.1	12.3
	増減比 (R5/H30)	0.979	0.907	1.027	0.983	1.056	0.858	1.023	1.004	0.969
周防大島町	平成 30 (2018)年度	25.1	26.5	48.5	50.9	260.5	67.3	8.6	179.7	13.9
	令和 5 (2023)年度	22.1	22.3	48.6	52.4	258.0	59.2	9.0	167.7	13.3
	増減比 (R5/H30)	0.880	0.842	1.002	1.029	0.990	0.880	1.047	0.933	0.957
	全国を上回っている種目※1		○	○	○	○	○		○	○
	山口県を上回っている種目※1		○	○	○	○	○			○

5) スポーツ支援事業等

本町の主な支援事業等は、以下のとおりです。

表 2.6 周防大島町のスポーツ支援事業等（令和6（2024）年度現在）

事業名称	事業内容	主な支援事業等
周防大島町スポーツ少年団加盟単位団活動助成	周防大島町スポーツ少年団に加盟する単位団に係る活動助成金の交付	・ 団員及び指導者等登録を行う単位団、団員、有資格指導者に対し助成
山口県スポーツ大会等派遣費	大島郡体育協会加盟団体等が、山口県スポーツ大会等に出場の際、派遣費を支給	・ 一定条件のもと、団体もしくは個人に対し、鉄道賃、車賃、強化費または宿泊費を支給
周防大島町全国大会等出場者激励費	芸術・文化、アマチュアスポーツ競技の全国大会等に出場する者又は団体を激励し、本町の名声と芸術・文化、競技力の向上を図るため、周防大島町全国大会等出場者激励費を支給	・ 以下に対して支給 (1)国民スポーツ大会 (2)日本選手権大会 (3)公益財団法人日本スポーツ協会加盟競技団体が開催する全国大会 (4)国際大会 (5)国民文化祭 (6)全国高等学校総合文化祭 (7)全国中学校総合文化祭 (8)その他芸術・文化関係の全国大会 (9)その他町長が激励費の支給を適当と認める大会
大島郡体育協会表彰	功績に対し、大島郡体育協会が表彰	・ 以下の表彰対象に対し表彰 (1)協会、又はその加盟団体の発展のために永年尽力し、功労が顕著な者 (2)永年大島郡体育振興に尽くし、功労が特に顕著な者 (3)当該年度において、その成績が優秀であった個人、団体

2.2 スポーツに関する町民アンケート調査

スポーツや運動の必要性についての認知度の向上は見られるものの、認知度に比べ、実際に実行している人は低い状況です。また、スポーツや運動を1回/週以上している人は、小学校を除き増加していますが、一般町民では、全体的にみて、その割合は多くありません。

スポーツや運動をしている理由として、高校生以下の年代では、「好き・楽しい」などの理由からスポーツや運動をしている児童生徒が最も多いですが、小・中学生においては、前回調査よりその割合は大幅に減少しており、スポーツ離れの傾向がみられます。また、「試合に勝ちたい」や「選手・レギュラーになりたい」と考えている児童生徒の減少率も大きく、競技スポーツへの関心が薄れています。

誰とスポーツ・運動をしているかをみると、高校生以下の年代では、学校やクラブでの活動が多いですが、一般町民では、「一人」でスポーツや運動をしている人が最も多くなっています。また、小・中学生、高校生、一般町民に限らず、どの調査においても「一人」での活動の増加がみられ、集団でスポーツや運動をすることが減少しています。

e スポーツなどは、どの調査においてもスポーツとして認知している人が増加しています。

今後、本町がスポーツ・運動に力を入れるべきこととして「年齢層にあったスポーツの開発普及」が挙げられ、誰もが取り組める活動として注目度が向上していますが、スポーツ推進に取り組むうえで必要な取組として位置付けていた総合型地域型スポーツクラブの認知度は依然として低い状態です。

調査結果は次頁のとおりです。

1) 調査の目的及び概要

調査目的	本計画を策定するにあたり、本町のスポーツの現状やニーズ等を把握し、計画づくりの基礎資料を得るために実施。		
調査名称	スポーツに関する町民アンケート調査（小・中学生）	スポーツに関する町民アンケート調査（高校生）	スポーツに関する町民アンケート調査（一般町民）
対象者	町内小・中学校に通学している児童生徒 小学校：4年～6年生 中学校：全学年	大島高校に通学している全生徒	18歳以上の町民 （無作為抽出）
調査時期	令和7(2025)年1月29日 ～同年2月10日	令和7(2025)年1月29日 ～同年2月10日	令和7(2025)年1月31日 ～同年2月10日
調査方法	学校での配布・回収	学校での配布・回収	郵送での配布・回収
対象者数	小学校：188人 中学校：195人	203人	700人
回収数	小学校 175票（回収率：93.6%） 中学校 169票（回収率：86.7%）	171票 （回収率：84.2%）	282票 （回収率：40.3%） ※うち、60歳代以上の回答者が全回答者の75.9%

2) 調査結果の概要

(1) スポーツ・運動の必要性

健康維持のためスポーツや運動が必要と考えている人（「思う」と「やや思う」の合計）は、学年、年齢問わず 90%以上の人が必要と考えています。特に、一般市民の 60 歳代以下は、回答者全員が必要と考えており、スポーツや運動の必要性を認識しています。また、前回調査結果より必要性を認識している人が増加しています。

① 小・中学生

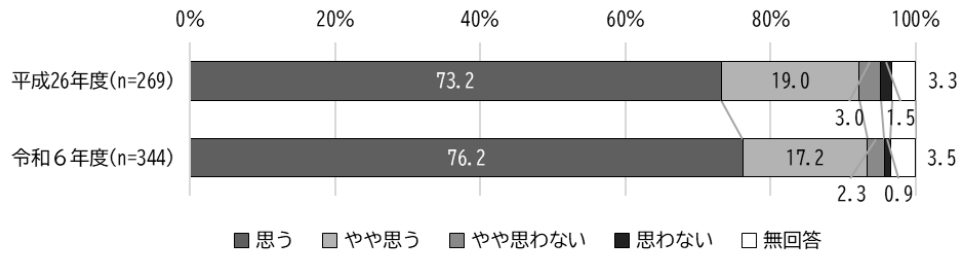


図 2.8 スポーツ、運動の必要性（小・中学生）

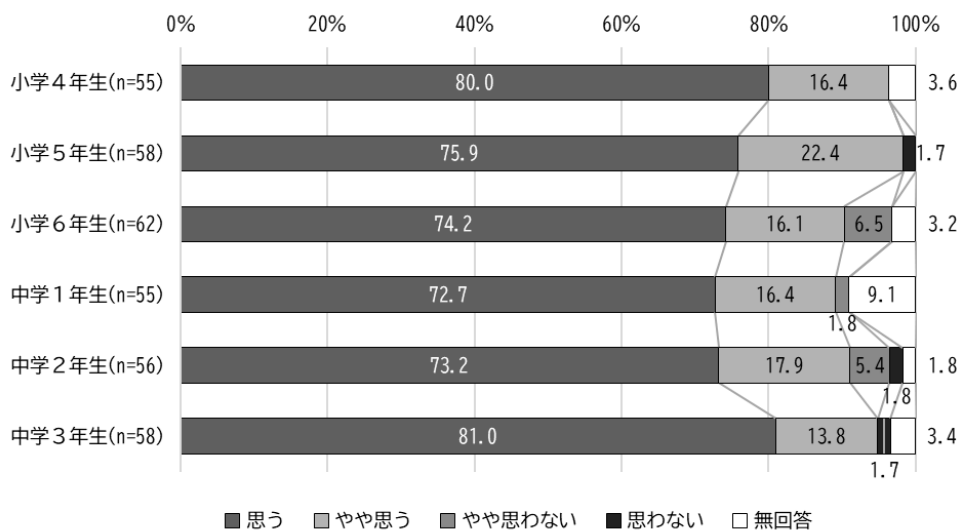


図 2.9 スポーツ、運動の必要性（小・中学生・学年別）

② 高校生

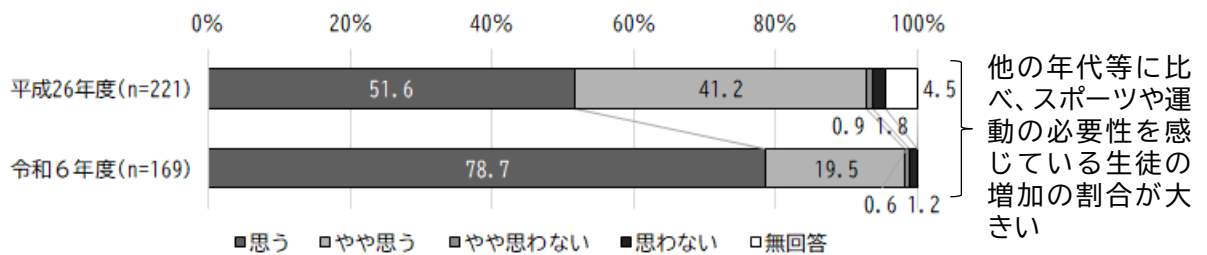


図 2.10 スポーツ、運動の必要性（高校生）

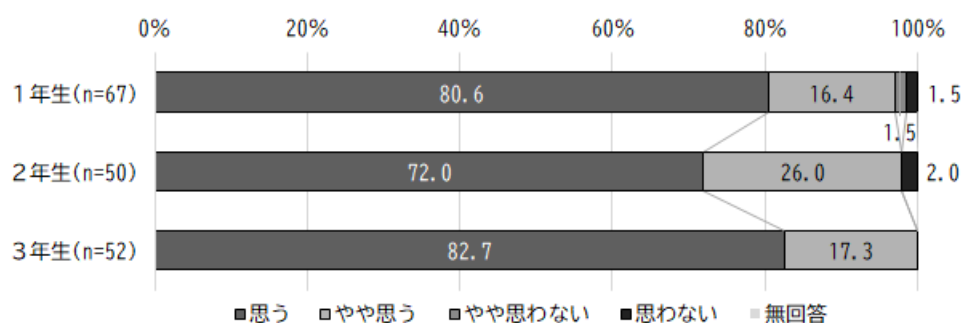


図 2.11 スポーツ、運動の必要性（高校生・学年別）

③ 一般町民

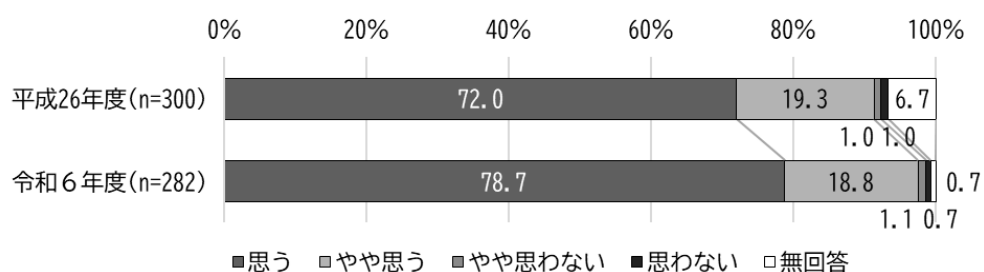


図 2.12 スポーツ、運動の必要性（一般）

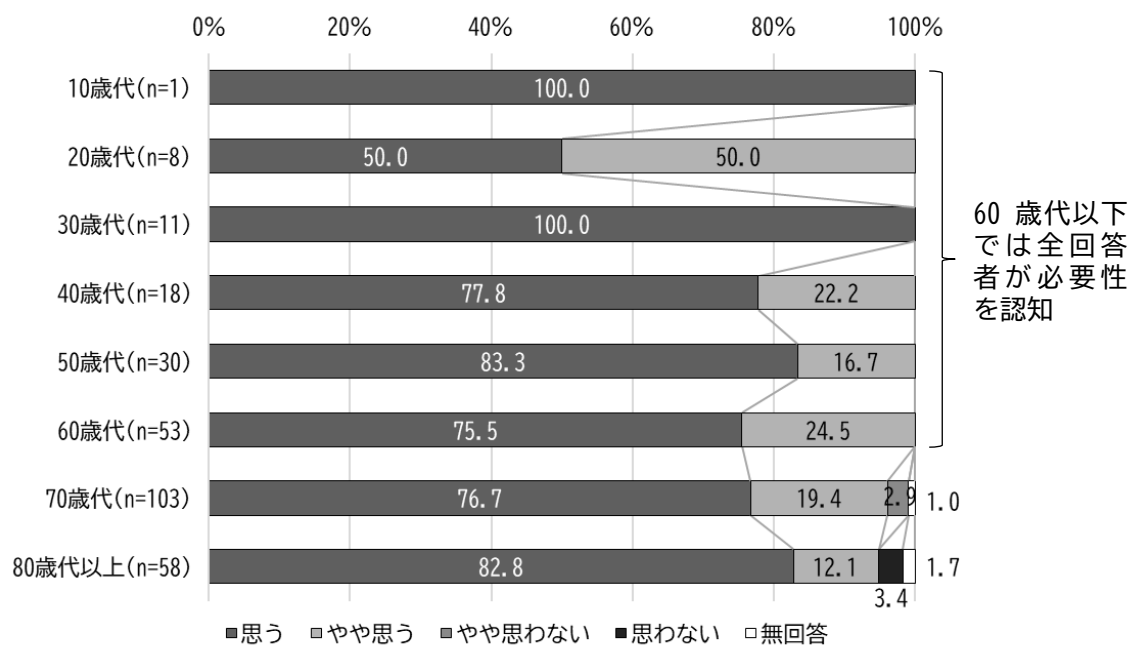


図 2.13 スポーツ、運動の必要性（一般・年齢別）

(2) スポーツ・運動の頻度

スポーツや運動を1回/週以上している人は高校生、一般市民で、前回調査より増加していますが、高校生は、学年が上がるにつれて、その頻度は減少しています。

1回/週以上している一般市民は全体の35.8%で、スポーツや運動をする習慣は高くないものの、スポーツや運動をしない人の割合は8.7%減少しています。また、高齢になるに従い、1回/週以上、スポーツや運動をする習慣は減少する傾向がみられます。

一般市民において、スポーツや運動の必要性と頻度の関係を見ると、「必要」あるいは「やや思う」と回答した人は、それ以外の人に比べスポーツや運動の頻度は高い傾向にあるものの、1回/週以上スポーツや運動をしている人は40.1%であり、その頻度は高くありません。

① 小・中学生

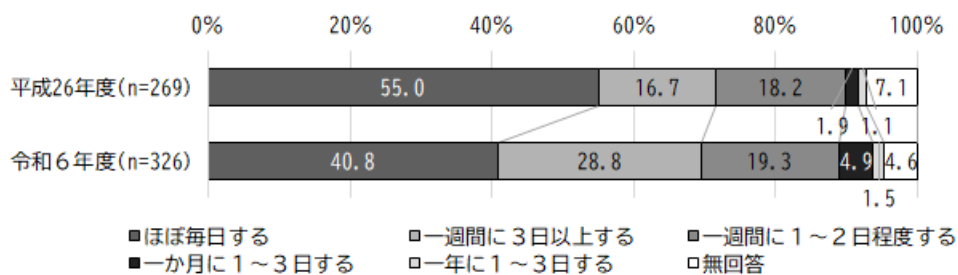


図 2.14 スポーツ、運動の頻度（小・中学生）

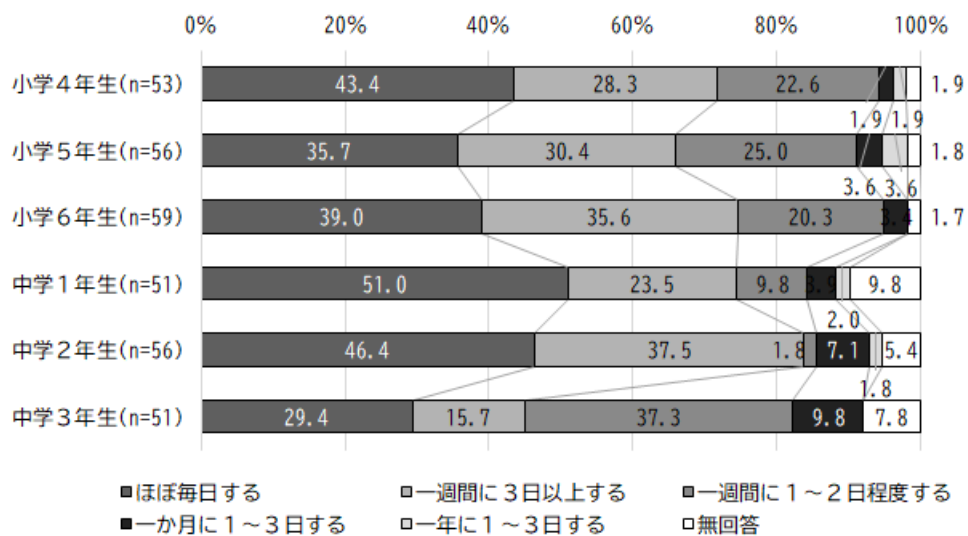


図 2.15 スポーツ、運動の頻度（小・中学生・学年別）

② 高校生

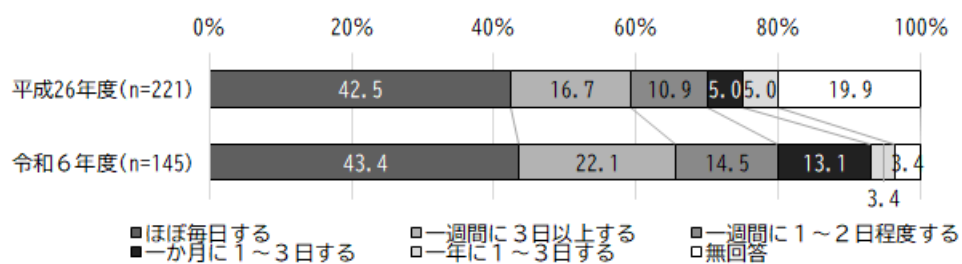


図 2.16 スポーツ、運動の頻度（高校生）

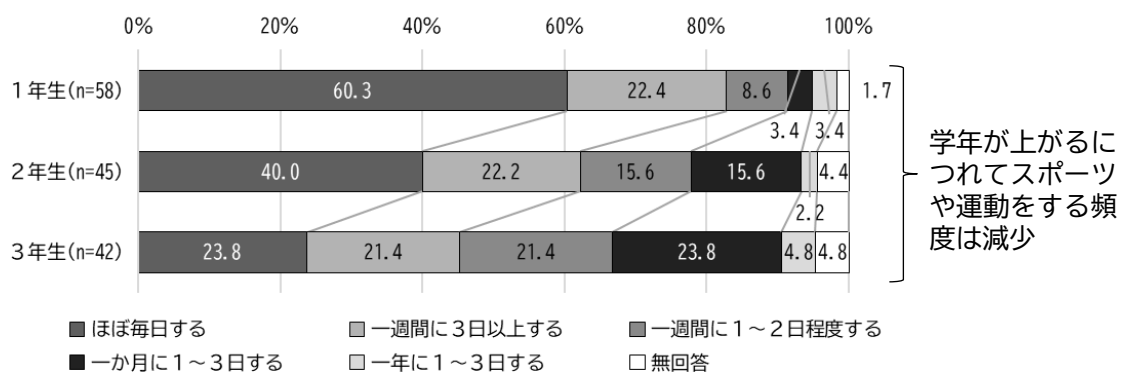


図 2.17 スポーツ、運動の頻度（高校生・学年別）

③ 一般町民

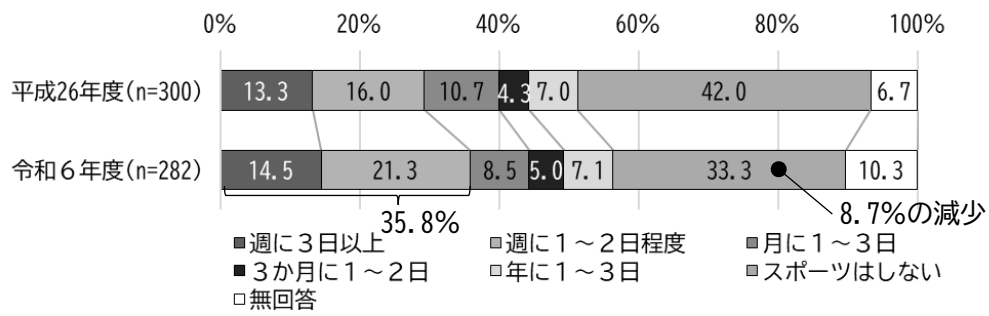


図 2.18 スポーツ、運動の頻度（一般）

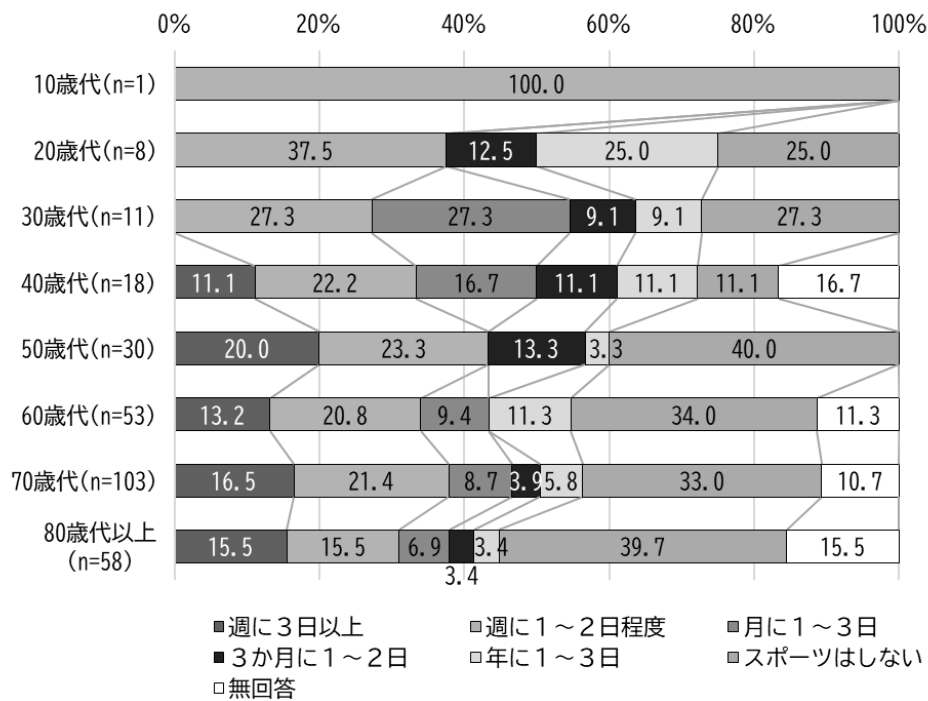


図 2.19 スポーツ、運動の頻度（一般・年齢別）

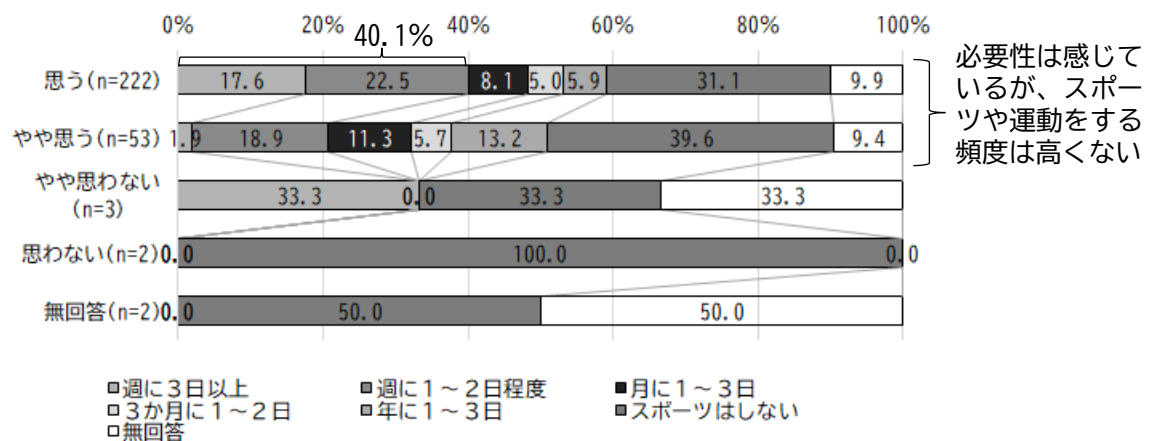


図 2.20 スポーツ、運動の必要性と頻度の関係（一般）

(3) スポーツ・運動をしている理由

高校生以下では、概ね同じような理由でスポーツや運動に取り組んでいます。前回調査と比較すると、「スポーツや運動が好き・楽しい」と感じている小・中学生は14.0%減少し、スポーツ離れが進行していることがうかがえます。また、「試合に勝ちたい」や「選手・レギュラーになりたい」と考えている児童生徒の減少率も15%程度と大きく、競技スポーツへの関心が薄れています。

高校生は、逆に「スポーツや運動が好き・楽しい」と回答した生徒が増加しており、スポーツや運動への関心は高くなっていますが、小・中学生と同様に「試合に勝ちたい」などの項目は減少しています。

一般市民を見ると、健康維持にスポーツや運動を利用している人が最も多く、60歳代以上はその傾向が高くなっており、また、前回調査結果も上回っています。その一方で、「スポーツや運動が好き・楽しい」や「友達づくり・交友」は、前回調査に比べ、それぞれ14.2%、16.7%の減少がみられ、スポーツ離れが進行し、また、コミュニティの手段として活用なくなっています。

なお、高校生の項目の順番は、令和6(2024)年度調査で小・中学生の回答数が多い順となっています。

① 小・中学生

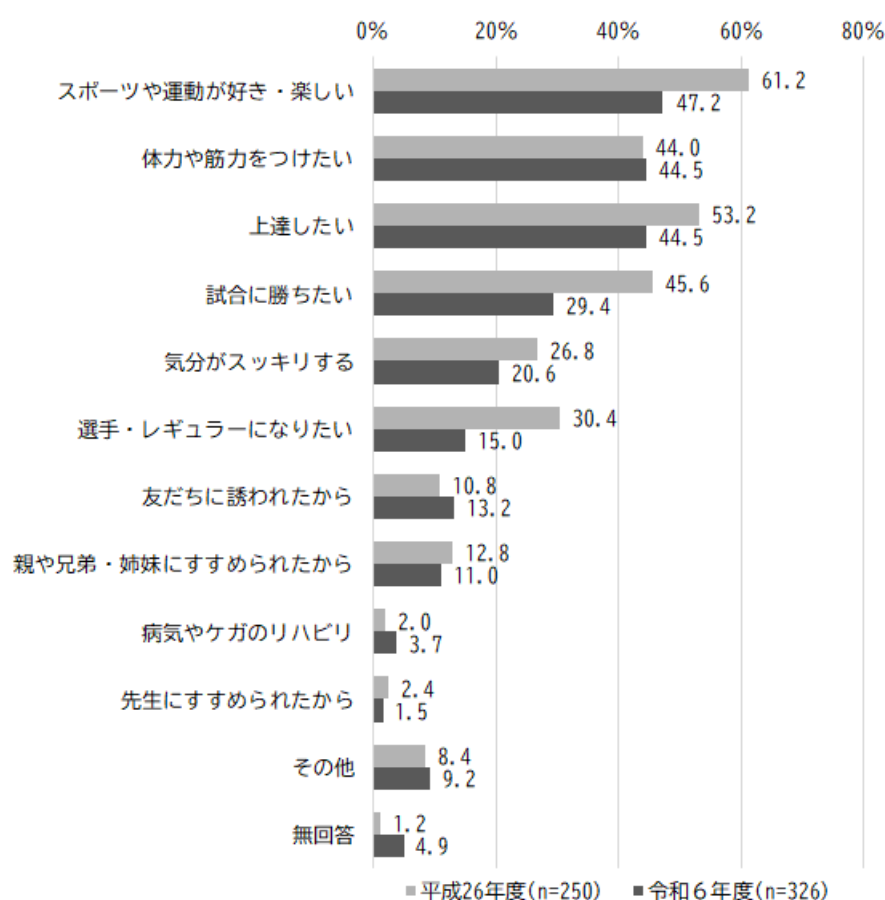


図 2.21 スポーツ、運動をしている理由（小・中学生）

② 高校生

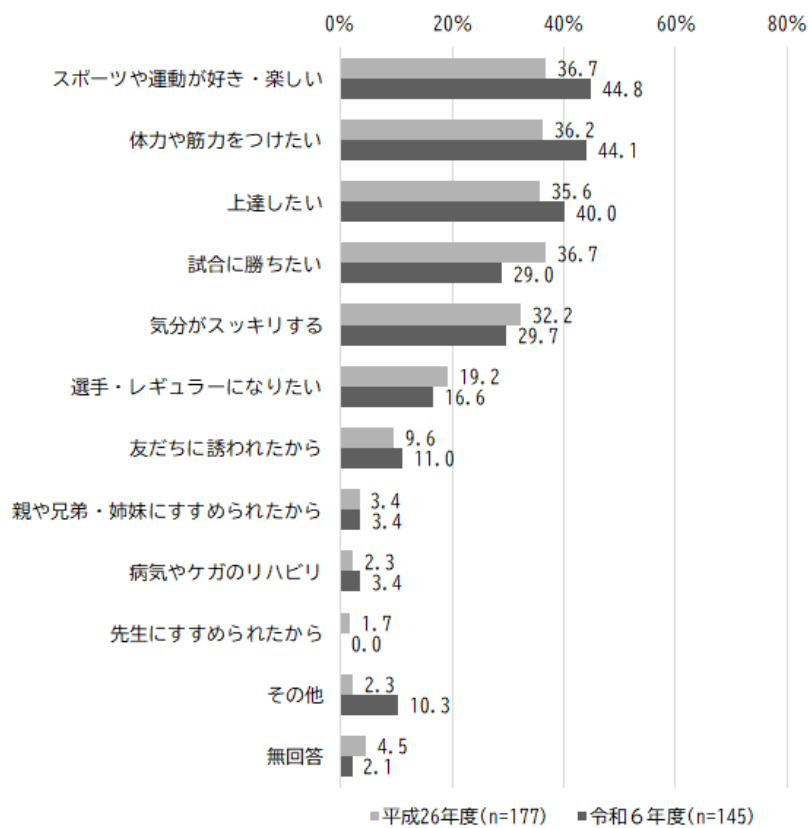


図 2.22 スポーツ、運動をしている理由（高校生）

③一般町民

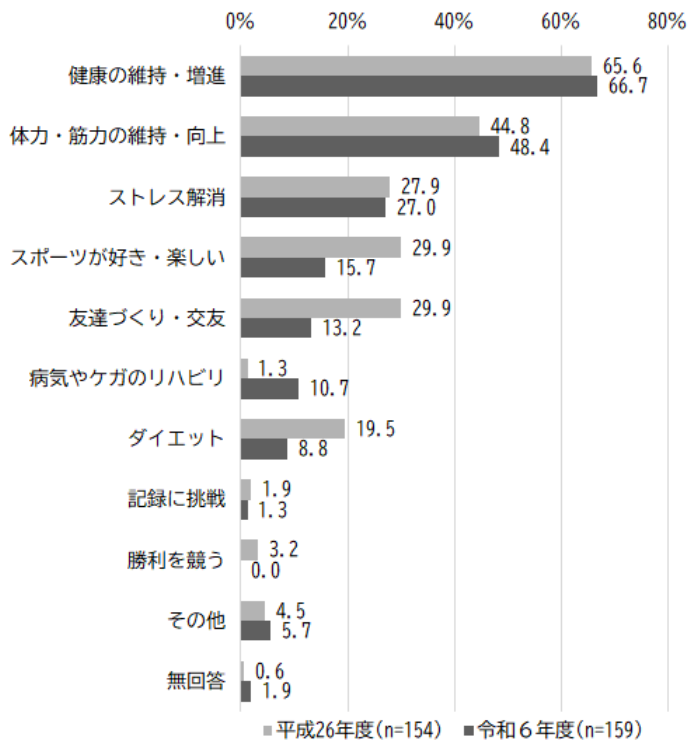


図 2.23 スポーツ、運動をしている理由（一般）

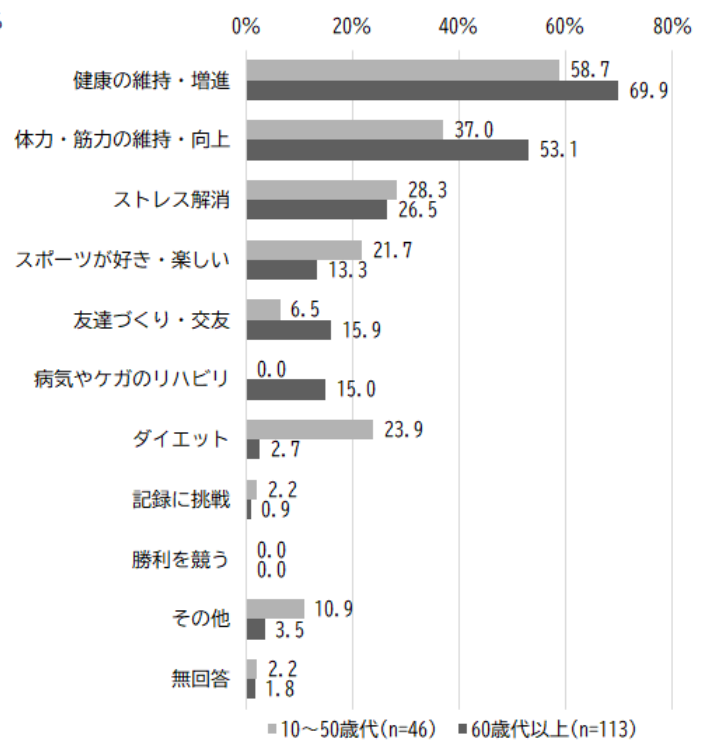


図 2.24 スポーツ、運動をしている理由（一般・二階層別）

(4) スポーツ・運動を一緒にしている人

高校生以下では、学校やクラブでの活動が多いですが、一般市民では、「一人」でスポーツや運動をしている人が最も多くなっており、特に、60歳代以上に多くみられます。また、どの調査においても「一人」での活動の増加がみられ、集団でスポーツや運動をすることが減少しています。とりわけ、一般市民は、「一人」でスポーツや運動をする人が22.8%増と顕著です。

なお、項目の順番は、令和6(2024)年度調査で小・中学生の回答数が多い順となっています。

① 小・中学生

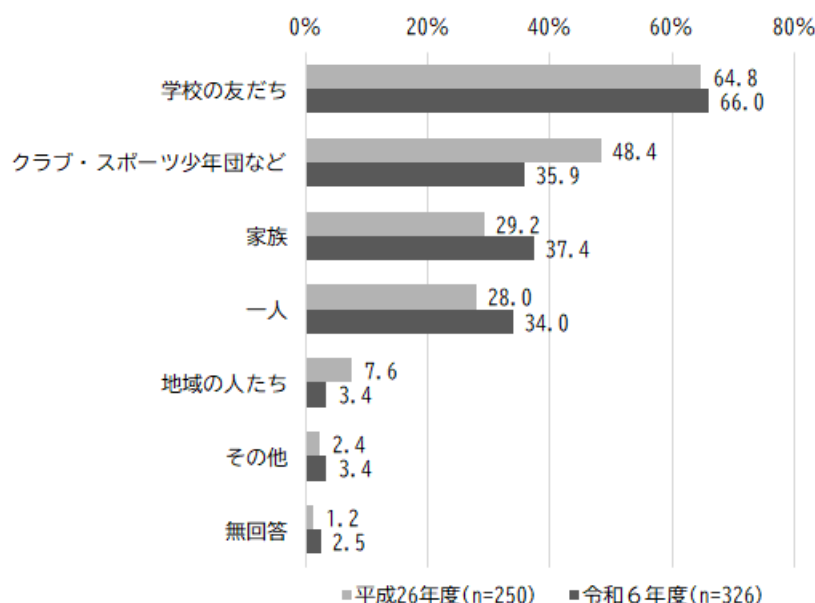


図 2.25 スポーツ、運動を一緒にしている人（小・中学生）

② 高校生

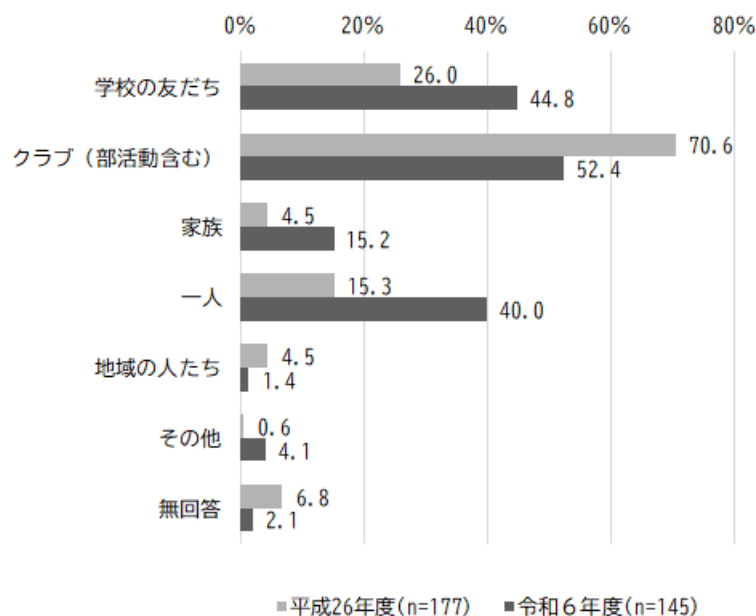


図 2.26 スポーツ、運動を一緒にしている人（高校生）

③ 一般町民

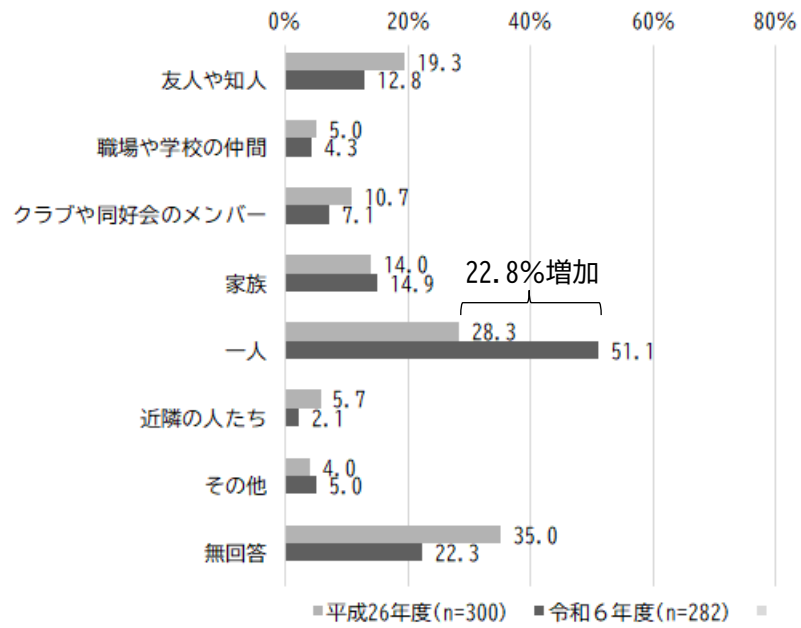


図 2.27 スポーツ、運動を一緒にしている人（一般）

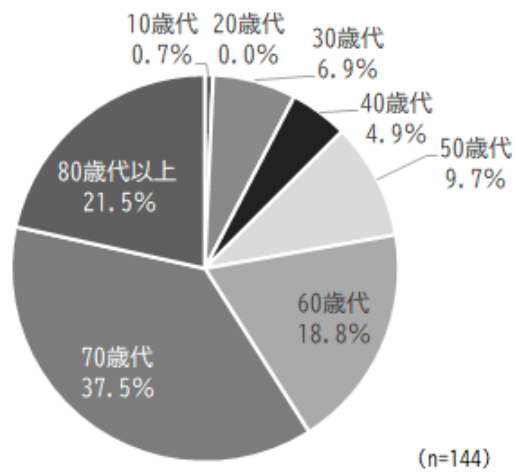


図 2.28 スポーツ、運動を「一人」でしている人（一般・年齢別）

(5) スポーツ・運動の満足度

「スポーツ・運動ができる場所」での満足度が低く、特に、屋内施設の満足度が低くなっており、前回調査と比較しても微減しています。また、「スポーツ・運動ができる時間数」の満足度は、他の項目に比べ増加幅が大きくなっています。

○一般市民

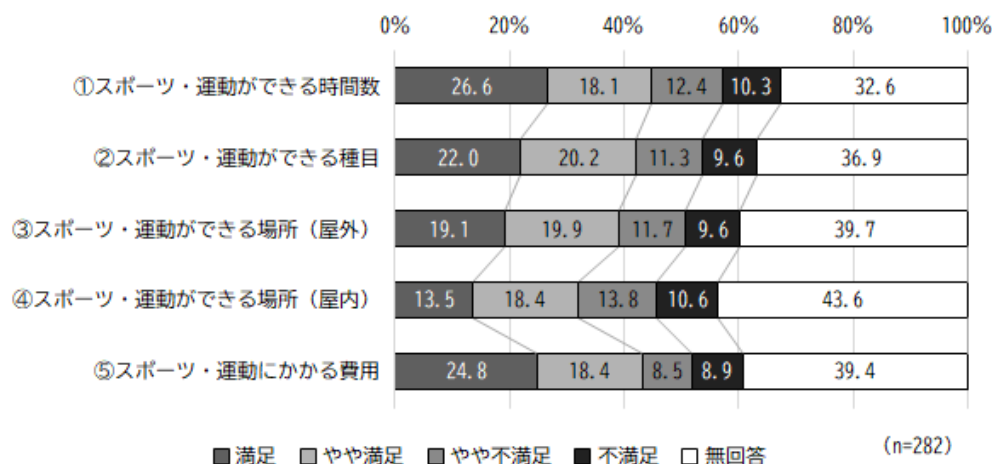


図 2.29 スポーツ、運動の満足度（一般）

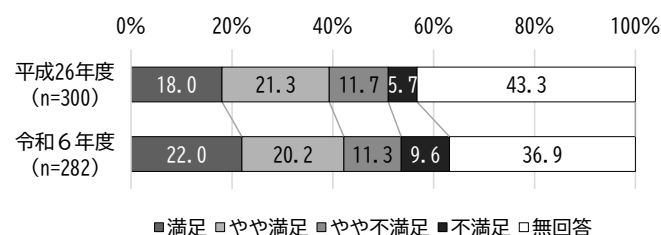
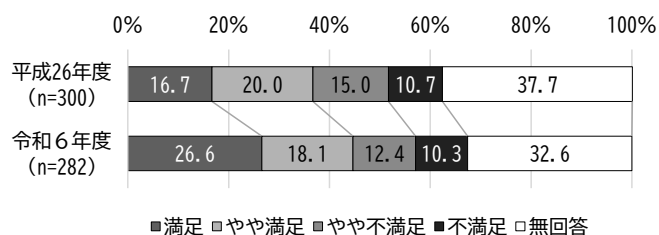


図 2.30 スポーツ・運動ができる時間数（一般）

図 2.31 スポーツ・運動ができる種目（一般）

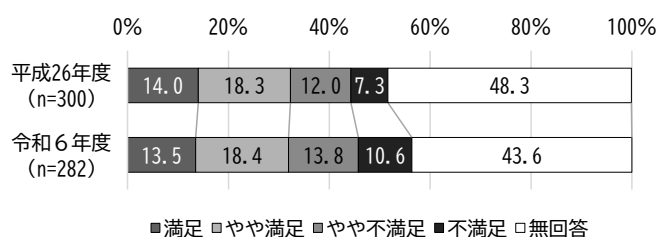
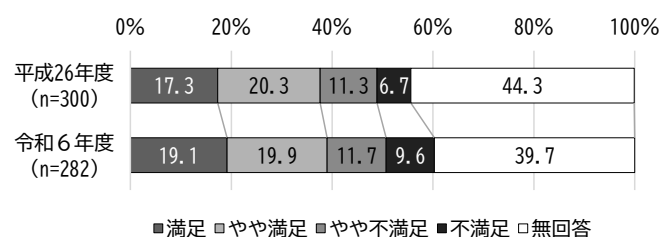


図 2.32 スポーツ・運動ができる場所（屋外）（一般）

図 2.33 スポーツ・運動ができる場所（屋内）（一般）

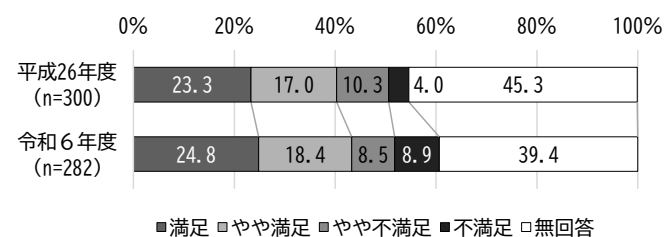


図 2.34 スポーツ・運動にかかる費用（一般）

(6) 総合型地域スポーツクラブの認知度

総合型地域スポーツクラブを知っている人（「知っている」と「聞いたことがある」の合計）は前回調査と同等程度か低くなっています。

特に、一般町民では、その傾向が強く、「知っている」と回答した人は、前回調査に比べ14.3%減少しています。また、「知らなかった」では、11.2%増加しており、認知度の低さを明らかにしました。

① 小・中学生

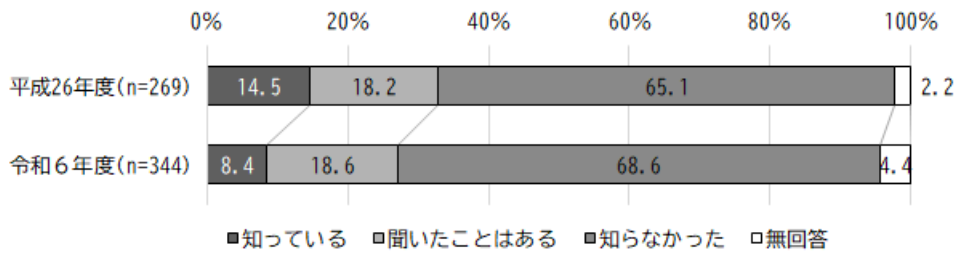


図 2.35 総合型地域スポーツクラブの認知度（小・中学生）

② 高校生

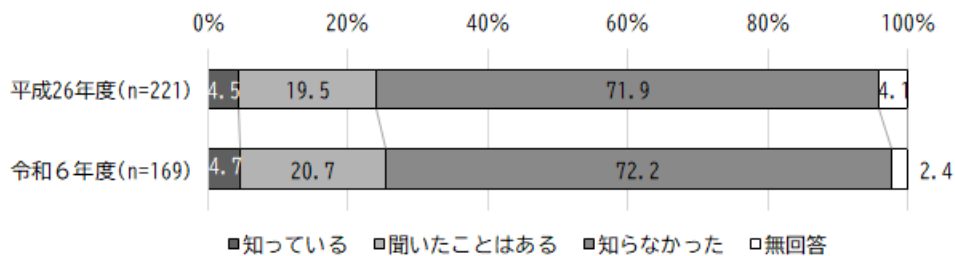


図 2.36 総合型地域スポーツクラブの認知度（高校生）

③ 一般町民

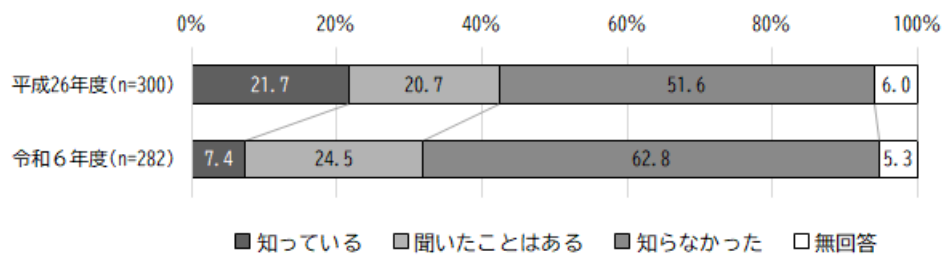


図 2.37 総合型地域スポーツクラブの認知度（一般）

(7)「eスポーツ」や「頭脳スポーツ」の必要性

「eスポーツ」や「頭脳スポーツ」の必要性を見ると、全ての調査結果において60%程度（「思う」と「やや思う」の合計）が必要と考えており、前回調査よりも必要と考えている人の割合が大きくなっています。

① 小・中学生

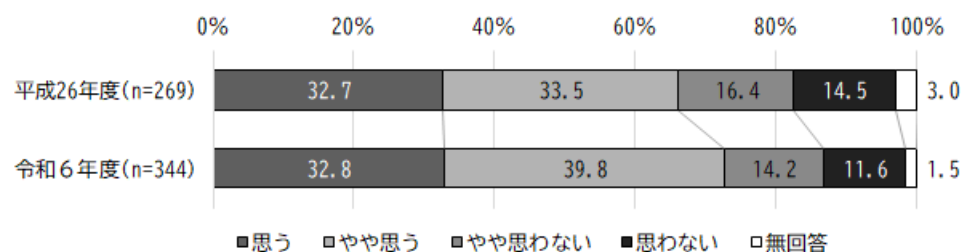


図 2.38 「eスポーツ」や「頭脳スポーツ」の必要性（小・中学生）

② 高校生

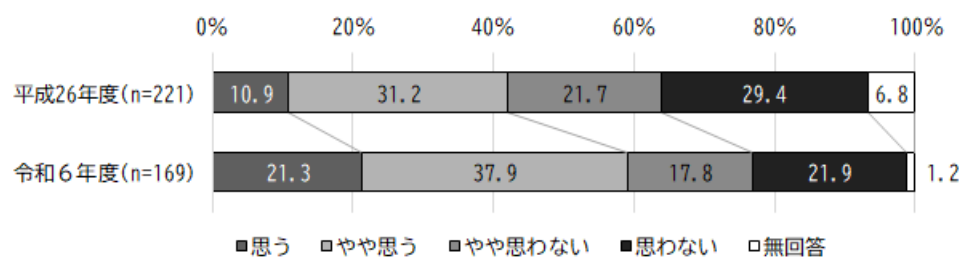


図 2.39 「eスポーツ」や「頭脳スポーツ」の必要性（高校生）

③ 一般町民

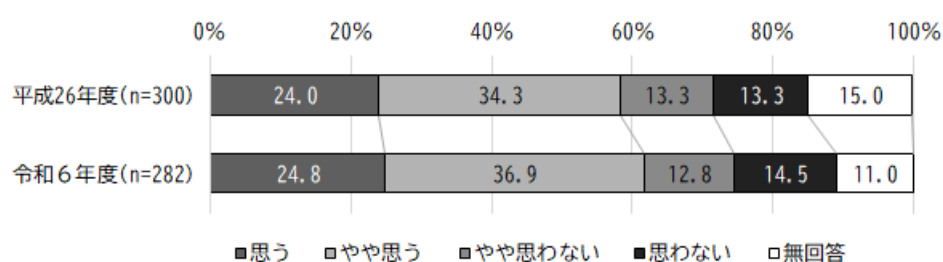


図 2.40 「eスポーツ」や「頭脳スポーツ」の必要性（一般）

(8) 本町のスポーツ・運動に力を入れるべきこと

本町が、スポーツ・運動に力を入れるべきこととして、「年齢層にあったスポーツの開発普及」が最も多く、前回調査より5.9%増加しており、誰もが取り組める活動として注目度が向上しています。このほか、「スポーツに関する広報」「公共スポーツ施設における健康・体力相談体制の整備」「スポーツボランティアの支援」「スポーツに関する国際交流の振興」が前回調査より微増しています。一方で、スポーツイベント等は、2番目に多いものの、前回調査より10.2%の減少となっています。

○一般町民

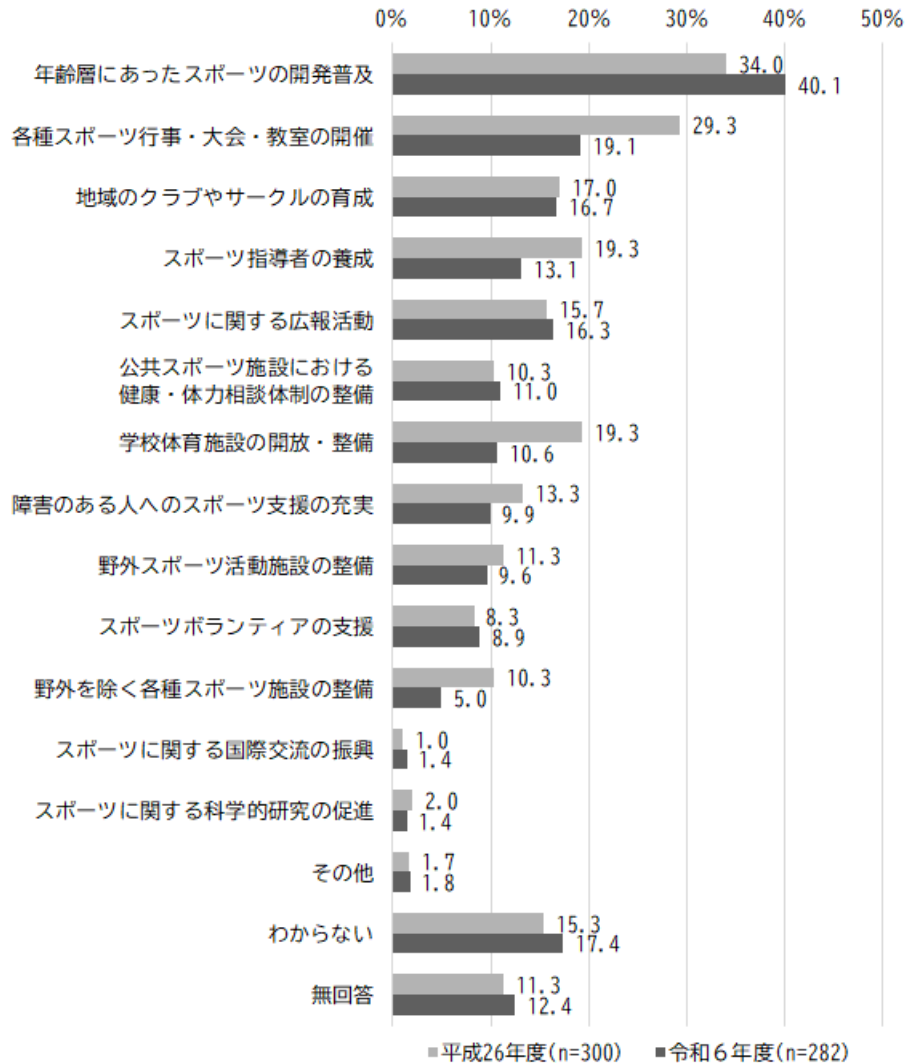


図 2.41 本町のスポーツ・運動に力を入れるべきこと（一般）

2.3 関連計画

本計画を検討するうえで、参酌する必要がある主な計画として、「第3期スポーツ基本計画（スポーツ庁）」「やまぐちスポーツ推進プラン 2022（山口県）」「第2次周防大島町総合計画（周防大島町）」があります。

それぞれの計画の概要は以下のとおりです。

1) 第3期スポーツ基本計画（スポーツ庁）

第3期スポーツ基本計画は、令和4（2022）年4月から令和9（2027）年3月までの5年間を対象としており、文部科学大臣により策定されたスポーツ施策の指針で、コロナウイルスの影響や東京オリンピックの成果を踏まえ、多くの国民が自発的にスポーツに参加し、その楽しさや喜びを共有する社会をめざした計画です。

特に重点的に取り組むべき施策として、「共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進」や「地方創生・まちづくり」など6つの施策が示されています。また、スポーツの価値を高めるため、3つの視点「する」「観る」「支える（育てる）」に加え、スポーツを「つくる／はぐくむ」、スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、スポーツに「誰もがアクセスできる」といった「新たな3つの視点」が設定されています。

■計画の目標

- 「楽しさ」「喜び」「自発性」に基づき行われる本質的な『スポーツそのものが有する価値』（ウェルビーイング）を高める
- スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現、経済発展、国際理解の促進など『スポーツが社会活性化等に寄与する価値』を高める

■新たな3つの視点

- ①スポーツを「つくる / はぐくむ」
 - ・ 社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す。
- ②スポーツで「あつまり、ともに、つながる」
 - ・ 様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。
- ③スポーツに「誰もがアクセスできる」
 - ・ 性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違い等によって、スポーツの取組に差が生じない社会を実現し、機運を醸成。

2) やまぐちスポーツ推進プラン 2022（山口県）

「やまぐちスポーツ推進プラン 2022」は、山口県におけるスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間にわたり、「輝く、夢あふれるスポーツ元気県やまぐち」の実現を基本理念とし、地域スポーツの振興やまちづくり、健康促進をめざした計画です。

このプランでは、スポーツ基本法に基づき、多様なスポーツの力を活用し、地域社会の活性化や住民の健康増進をめざしており、これを実現するために、次の4つの柱が設定されています。

■スポーツ推進施策を計画的・総合的に展開するための4つの柱

施策の柱Ⅰ	多様な主体の参画によるスポーツの推進
施策の柱Ⅱ	競技力の向上
施策の柱Ⅲ	スポーツ環境の整備
施策の柱Ⅳ	スポーツによるまちづくり・地域活性化

3) 第2次周防大島町総合計画（周防大島町）

第2次周防大島町総合計画基本構想は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度を計画期間としており、地域の発展を見据えた様々な施策が盛り込まれています。

この計画では、地域のスポーツ振興について、4つの施策が挙げられ、これらの施策を通じて、地域の一体感を醸成し、スポーツを通じて、健康で人が元気で活躍するまちづくりをめざすこととしています。

■主な施策

①生涯にわたるスポーツ活動の推進

- ・ライフスタイルやライフステージに応じて、誰もが気軽にスポーツ活動に取り組むことができる生涯スポーツ活動の推進

②スポーツに取り組む環境の整備

- ・スポーツ指導者の活躍の場の確保
- ・多種目、多世代、多志向のスポーツ活動など、身近なスポーツ活動が可能な環境の充実

③スポーツ施設の充実

- ・施設や設備の点検・整備、ニーズに応じた施設の新設・改修の検討
- ・近隣市町と連携した施設の運営方法の改善

④住民協働によるスポーツの推進

- ・スポーツに関する情報発信の充実による住民の主体的な取組を促進
- ・スポーツ交流を通じた人と人とのつながりや地域の活力の向上
- ・スポーツボランティアの誘致

2.4 関係者ヒアリング調査

本町のスポーツ推進に向け、スポーツ推進に関連する2団体及び庁内の関係する3部署に対しヒアリングを実施しました。このヒアリングでは、スポーツに関わっている団体等におけるスポーツに関する課題が明らかになりました。

各団体から得られた改定に向けた課題やアイデアは、下記のとおりです。

ヒアリング期間	令和7(2025)年1月10日及び2月21日、2月26日(3日間)
ヒアリング項目	活動状況、取組課題、スポーツ推進に向けての展望、その他

■ヒアリング調査から得られた主な課題

○つながりづくりに向けたスポーツの活用

- ・料理教室、サロン活動などつながりづくりに活用しやすいが、身体活動を中心にした”スポーツ”でのつながりは難しい。

○多世代での交流や関係機関との連携

- ・時間の使い方や考え方などの違いもあり、世代や組織、団体間での連携は難しい。
- ・管理、運営組織が異なると、これらを横断した連携は難しい。

○スポーツや運動に参加するための環境づくり

- ・健康づくりや維持のためとはいえ、プライベートとの時間を運動に回してもらいづらい。
- ・イベントやスポーツ教室があるというだけの情報発信では参加へつなげるのは難しい。

○競技スポーツ大会等への参加

- ・児童生徒数の減少による競技人口減少により町単独での参加は難しい。
- ・異なる各市町のシステムにより、合同参加ができず、広域連携が難しい。

○指導者等の不足

- ・町内指導者の不在により活動できない種目がある。

○安心・安全なイベント等の開催、運営

- ・海難事故や交通事故など安心・安全なイベント開催に向けての人材確保に加え、しっかりとした企画整備が必要である。

■ヒアリング調査から得られた主なアイデア等

- ・整備される温泉プールの利用率向上に向け、高齢者による昼間時の活用
- ・障害者などの健康維持に向けた軽い運動の推進
- ・生き甲斐や健康増進という視点から、頭脳スポーツもスポーツの一部
- ・子どもたちが行うスポーツの保護者による送迎や見守り時間を活用して、スポーツを通じた楽しみの共有とスポーツ、運動への参加の推進
- ・クラウドファンディングなどを活用した資金調達
- ・町内クラブにこだわらずスポーツができる環境を町ぐるみで作ること、また、部活動の地域移行は、スポーツをするだけでなく、見る、支えることも地域を挙げて取り組むことが必要
- ・地域のスポーツと文化振興を支えることは、学校だけでは難しく、地域教育ネットやコミュニティスクールの活用することが必要
- ・山と海、グルメ、道路インフラなどの地域資源を効果的に活用

2.5 第1期計画の評価

第1期計画期間中に蔓延した新型コロナウイルス感染症の影響で、様々なスポーツイベントやスポーツ教室、講座等の中止などもあり、十分な活動ができない期間もありましたが、地域やボランティアの方々に支えられ概ね計画通りに実施することができました。ただ、急速な人口減少や少子高齢化に起因するイベント等の縮小や中止、スポーツ団体の再編、解散などといったスポーツ推進においては負の要因となるスポーツ環境の変化も見られ、今後のスポーツ推進に向けたプログラムや体制などについて再考する必要があります。

今後は、スポーツ力の再認識を促し、町民が主体的にスポーツや運動を楽しみ、町民同士やほかの地域などがつながるようにスポーツの推進を図る必要があります。また、十分に活動できなかった指導者のスキルアップや新たな人材発掘も併せて取り組む必要があります。

スポーツ情報の受発信もスポーツを推進する上で大きな要素となりますが、情報媒体のIT化の進行で、情報媒体の選択肢が広がったことにより、計画期間中には、紙媒体のみならず、町のホームページを積極的に活用し情報発信を行いました。今後とも、情報媒体のIT化を積極的に受け入れ、情報の発信のみならず、町民ニーズなどの情報を受信できるような様々な情報媒体を活用する必要があります。

1) 第1期計画における施策の方向性

第1期計画では、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、全町民がいつでも・どこでも・だれでも・いつまでも、個々の状況に合わせて、運動やスポーツに親しむことができる生涯スポーツの実現をめざすとともに、子どもから高齢者まで、全ての町民が気軽にスポーツに関心を持ち、健康増進や生きがいにつなげ、スポーツが暮らしの一部として根づくことで活力あるまちを築いていくことをめざし、次の4つの基本目標を掲げ、目標ごとに取り組みの方向性及び具体的な取組を設定しました。

表2.7 第1期計画で掲げた基本目標

基本目標①	生涯にわたるスポーツ活動の推進 ● 町民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じてスポーツに取り組めるようなスポーツ活動の推進
基本目標②	スポーツに取り組む環境の整備 ● 個人のスポーツに対する関心を高め、スポーツに取り組む環境の充実
基本目標③	スポーツ施設の充実 ● 身近にある安全で利用しやすいスポーツ施設の充実
基本目標④	町民協働によるスポーツの推進 ● 誰もが積極的にスポーツ活動に関わることによる生涯スポーツ社会の実現 ● 情報発信を充実による町民のスポーツへの主体的な取組の促進

2) 第1期計画の検証

(1) 生涯にわたるスポーツ活動の推進

子どもの体力向上や運動能力向上に向け、様々な施策を計画しましたが、少子化の影響やコロナ禍の影響もあり、計画通りに実施できなかった事業やイベントも発生しました。今後は、少子化の現状を踏まえ、B & G海洋センタープールの温水化などによる開催時間の延長や参加者年齢の引き下げなど、イベントなどの企画や運営方法の練り直しを実施し、参加人数の維持、増加を図る必要があります。

働く世代のスポーツ機会の拡充に向け、イベント情報の発信や健康づくりへのアドバイスを進めていますが、情報媒体のIT化の普及が進んだことからホームページを中心に発信しました。今後、デジタル媒体のニーズは増加するものと思われるため、ホームページなどインターネット通信を利用した情報発信は継続していく必要がありますが、デジタルデバイスも考慮し、様々な情報伝達方法を検討する必要があります。

高齢者に対しては、グランドゴルフ競技への支援を中心に実施しましたが、その他のスポーツ、運動の支援は実施主体が不明確などの理由から実施していません。今後は、障害者スポーツも含め、高齢者のフレイル予防や生きがいづくりなどの観点から、継続して支援する必要があります。

競技スポーツについては、「全国大会等出場者激励費支給事業」を継続して行いました。ただ、競技スポーツに取り組むための体制支援やトップアスリートによるスポーツ医療は実施できていません。今後は、地域間交流・結束の促進、身体能力や技術の向上などのため、奨励費支援事業の拡充や競技種目の把握などを行い、継続して競技スポーツへの推進を図る必要があります。

また、競技スポーツだけではなく、生涯スポーツについても支援に努めました。コロナ禍の影響もあり中止となったイベントもありましたが、概ねイベント等を開催することができました。ただ、ニュースポーツについては普及が進まず、支援にまで至っていません。健康維持や交流促進などの役割を担う生涯スポーツは、本計画においても重要であるため、引き続き支援を行う必要があります。

表 2.8 基本目標①における取組の方向と具体的な取組

取組の方向	具体的な取組
1. 子どもの健康な体づくり	①子どもの体力・運動能力の向上 ②部活動の支援
2. 働く世代のスポーツ機会の拡充	①スポーツや運動への取組の動機づけ ②健康づくりの観点から町内事業所の理解・協力
3. 高齢者・障害者のスポーツ推進	①高齢者・障害者のスポーツ参加への支援
4. 競技スポーツの振興	①競技力の向上 ②スポーツ表彰の継続
5. スポーツ・レクリエーション活動の推進	①ライフステージに応じたスポーツ・レクリエーションの実施 ②ニュースポーツの普及

（２）スポーツに取り組む環境の整備

総合型地域スポーツクラブは、スポーツ推進に取り組むうえで必要な取組と位置付けていましたが、運営を担っていたNPO法人が令和3（2021）年度末で解散したため、本クラブの運営支援を行えませんでした。この取組は、本計画を推進する上でも必要であることから、継続して取り組めるようクラブ設立を検討する必要があります。

各種スポーツ団体と行政との連携はできており、各種大会時の協力をいただいています。今後とも、この関係は継続し、円滑なイベント運営や情報交換などに向けて、各種スポーツ団体と行政との連携は続けていく必要があります。

指導者の育成や充実の取組として、海洋性レクリエーション指導員（リーダー）研修を実施していますが、その他計画した研修への参加など資金不足やPR不足により十分に組み合わせていません。また、スポーツ指導者を有効に活用するため人材バンクの設立を目論みましたが、実現できませんでした。しかし、指導者の育成、充実は、スポーツの推進には欠かせない取組であるため、今後とも継続していく必要があります。

安心・安全にスポーツを楽しんでもらうため、安全性の確保に取り組んでおり、AEDの設置や講習など継続して実施しています。今後とも継続して取り組む必要があります。

表 2.9 基本目標②における取組の方向と具体的な取組

取組の方向	具体的な取組
1. 総合型地域スポーツクラブの充実	①総合型地域スポーツクラブの運営の方針
2. 地域団体との連携 （各種スポーツ団体など）	①スポーツ団体による意識啓発 ②地域団体の連携強化
3. 指導者の育成、充実	①スポーツ指導者の人材育成 ②スポーツ指導者の有効な活用
4. 安全性の確保	①AEDの設置等安全体制の整備 ②講習の実施

（３）スポーツ施設の充実

学校施設のうち、屋内運動場については、バリアフリー化を実施し、高齢者や障害者に配慮した施設整備を進めましたが、今後とも、誰もが利用しやすい施設となるように、継続して施設のバリアフリー化を進める必要があります。

学校施設点検については、児童生徒が利用する施設であるため、常日頃より注視しており施設点検を実施しています。また、学校の統廃合により、遊休施設が増え、維持管理の観点から、有効利用も進めています。今後とも、児童生徒が学校施設を安心・安全に利用するために、学校の理解と協力を得ながら、施設点検を継続して実施する必要があります。

スポーツ施設としての学校施設については、学校に協力いただき、スポーツ施設としての開放が実現できています。また、町が管理するスポーツ施設については、指定管理者制度を導入することで、民間のノウハウを活用した運営管理を実施した施設もありますが、一部の施設では、資金的理由から導入を見送っています。今後も同様の理由などから、指定管理者制度を導入する施設を増やすことは困

難な状態です。

スポーツ施設の情報提供については、IT技術の普及から本町のホームページを利用した情報提供を行いました。今後は、ホームページ以外でのデジタル媒体も活用しながら、様々な人々にスポーツに参加する機会の増加を図る必要があります。

表 2.10 基本目標③における取組の方向と具体的な取組

取組の方向	具体的な取組
1. 施設・設備の整備	①高齢者や障害者に配慮した施設整備 ②施設や設備の点検・整備
2. スポーツ施設の有効活用	①既存施設の有効活用 ②スポーツ施設の情報提供

(4) 町民協働によるスポーツの推進

スポーツへの関心の向上を図るため、町広報紙などを活用したスポーツイベントの紹介を進めてきましたが、IT技術の普及あり、本町のホームページを中心とした情報発信を行いました。今後とも様々なデジタル媒体を活用し、継続的に町民のスポーツへの関心の向上を図る必要があります。

また、定期的実施しているスポーツイベントについては、コロナ禍により中止せざるを得ないイベントがあるなど影響もありましたが、開催したイベントには多くのボランティアに参加していただきました。ただ、スポーツボランティアの認知と理解を高め、人材発掘等を目的とした研修等の開催は行えませんでした。今後も、スポーツ推進を図り、円滑なイベント運営等を図る観点から、ボランティア参加促進と人材発掘やスキルアップをめざした活動を継続する必要があります。

スポーツ人口の増加やスポーツによる地域の活性化を睨み、様々なイベントを計画しました。コロナ禍の期間を除き、計画したイベントは概ね開催できました。ただ、参加人口の減少やスタッフの人材不足、また、スケジュール調整が不十分などの理由から開催できないイベント等も見受けられました。

スポーツを通じた交流は、地域コミュニティに活力や潤いを与えるため、既存スポーツイベント等の継続や誰もが参加できるニュースポーツなどの導入を行い、スポーツを通じた交流の促進を継続して実施していく必要があります。

表 2.11 基本目標④における取組の方向と具体的な取組

取組の方向	具体的な取組
1. 町民のスポーツへの主体的な取組	①スポーツへの関心の向上 ②スポーツに関するボランティアへの参加
2. スポーツを通じた交流の促進	①スポーツイベントの開催

2.6 周防大島町のスポーツ推進に向けた課題のまとめ

これまでに整理した内容を踏まえ、本町のスポーツ推進の課題として「①参加者の多様性の促進」「②スポーツ指導者の育成」「③地域コミュニティの再構築」「④スポーツ施設の充実と活用」「⑤地域資源の活用」「⑥総合型地域スポーツクラブ設立の推進」「⑦プロモーション活動や情報の受発信」の7つに整理しました。

本町では、人口減少や少子高齢化が進んでいることもあり、スポーツを推進するためには、高齢者を含む全町民がスポーツに参加しやすい環境整備が求められています。また、指導者の育成などのソフト面とスポーツ施設・設備の点検・整備などといったハード面を両輪として、ニーズに応じたスポーツ環境を充実することも必要です。

山口県全体では多くのスポーツ施設があり、地域スポーツクラブ活動体制の整備事業なども実施されています。本町においても、これらを活用、連携し、町民がスポーツに親しみやすい環境を構築することも必要です。

課題① 参加者の多様性の促進

近年、多様性と包摂性の概念が広まり、性別、年齢、障害の有無、経済的な問題など、様々な要因にとらわれず、スポーツ参加の機会を拡大することが求められており、特に、女性や障害者などの参加がこれまでに比べて注目されるようになっていきます。

本町においても、成長するスポーツ環境を推進するためには、多様性を尊重し、女性や高齢者、障害者など、様々な年代や能力を持つ人々がスポーツに参加できる環境を充実させることが必要です。そのためには、関係機関やスポーツ団体と協力し、それに関するプログラムやイベントの実施が求められています。このような取組は、地域全体の健康とウェルビーイングの向上に寄与するほか、人口減少や少子高齢化によるスポーツ参加者の減少への歯止め策として期待されます。

課題② スポーツ指導者の育成

地域でのスポーツ指導者の減少は、本町のスポーツ推進に大きく影響しており、その要因として、少子化、有資格者や外部指導者の不足、財政的負担の増加、スポーツの競技環境における差異などが挙げられます。また、多くの指導者が兼業で活動しているため、本業との両立が難しく、活動日数が制約されることも影響しています。指導者が専業で活動できない場合、質の高い指導が継続的に提供できなくなるため、指導者不足を助長する要因になっています。

こうした背景から、地域のニーズに応じた指導者の育成及び確保を推進し、行政やスポーツ関係者主体の活動に留まらず、草の根レベルでのスポーツ活動を促進することが必要です。特に若年層や未経験者向けの指導者の育成が求められており、地域内での育成プログラムなど、スポーツ指導に取り組みやすい環境の整備が必要です。

課題③ 地域コミュニティの再構築

地域では、人口減少や少子高齢化、町民の意識の変化、ライフスタイルの多様化など、様々な要因でコミュニティ活動の低迷がみられます。

こういった中、スポーツ活動は、地域コミュニティの結束を強める要素でもあり、町民を巻き込むイベントや大会の充実、誰もが参加できるニュースポーツの開発など、地域間の交流や連携を深める機会を増やすことが必要です。これにより、スポーツを通じた地域のつながりが強化されることが期待されます。また、地域内の小学校や中学校、高校等との連携を強化し、若年層のスポーツ参加を促進することも必要です。これら教育機関とのパートナーシップを築くことで、児童生徒たちがスポーツを通じて地域コミュニティに貢献する機会を増やすことが期待されます。

課題④ スポーツ施設の充実と活用

本町には、各地域にスポーツ施設が整備されていますが、十分に活用されているとはいえない状況です。整備されている施設の多くが、適切な施設が不足しているため、町民が活動しにくい状況が生じています。特に、機能向上や安心・安全な利用に向けての改修が求められている施設が多くあり、町民が利用しやすいスポーツ施設の整備が必要です。

地域のニーズに応じた施設の計画は、町民がスポーツに取り組む環境向上に寄与することが期待されます。また、関係部署との連携を図り、各施設が備えている機能を有効活用しながら、スポーツ合宿の誘致や新たなスポーツへの展開などを推進していくことが必要です。

課題⑤ 地域資源の活用

本町は自然環境に恵まれています。この地域資源をスポーツ振興に十分に活かし切れておらず、海や山のほか、走りやすい道路などを活かしたスポーツイベントの企画や、観光資源としてのスポーツの位置付けが求められています。

地域間資源の活用は、スポーツツーリズムとして、地元の景観や文化、環境を活かしてスポーツを展開することで、地域独自の魅力が生まれ、観光客やサイクリスト、登山愛好家などの呼び込みにつながることを期待できます。また、町民が身近にある地域資源を活かして、スポーツや運動を楽しむことで、精神的充足感やコミュニティの結びつきが強化され、結果として地域経済の活性化にもつながる重要な取組と言えます。

課題⑥ 総合型地域スポーツクラブ設立の推進

総合型地域スポーツクラブは、町民が自主的に参加し楽しむことができるスポーツクラブであり、地域の活性化や青少年の健全育成、地域教育力の回復のほか、スポーツ文化の醸成といったスポーツを推進する上でも必要な取組と考えています。さらに、町民同士の交流を深め、親子や家族の絆を育む場としても機能します。これにより、スポーツを通じたコミュニティ形成が進み、町民の心身の健康向上にも寄与します。

本町の総合型地域スポーツクラブは、令和3(2021)年度に解散していますが、再設立を推進することで、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現し、子どもから高齢者まで、様々な世代の町民が参加できる環境を提供できる場として機能することが期待できます。

課題⑦ プロモーション活動や情報の受発信

スポーツプロモーション活動や情報の受発信は、より多くの人々がスポーツに触れ、参加する機会が付与されることに加え、スポーツが人々に感動や楽しみを提供することや、心身の健康や福祉の促進、地域活性化、さらには地域間交流などを通じた関係人口の増加にも寄与します。また、スポーツ団体や企業が効果的にコミュニケーションを行うためのツールとしても重要視されているなど、情報に関する取組は、社会全体に対する影響が大きく、その重要性はますます高まっています。

このように、町民がより多くのスポーツに参加しやすくするためには、地域内でのプロモーション活動や情報発信が重要となります。SNSやケーブルTV「周防大島チャンネル」などの地域メディアを活用した広報活動など、スポーツ団体や企業などの関係機関と連携し、新たなスポーツイベントや活動の告知を行うことが必要であり、これらの情報を町外に向けて発信することも重要で、関係人口の増加や地域活性化に寄与することが期待できます。また、参加者がどのようなイベントを求めているのかなど、参加者等の意見を収集することも、本町のスポーツ振興には欠かせない取組と言えます。



第3章 計画の体系

3.1 計画の方向性と基本理念

1) 計画の方向性

本町におけるスポーツ推進の方向性は、スポーツ推進に向けた課題を踏まえたうえで、第1期計画の考え方を踏襲し、次のように設定します。

- 年齢や性別、障害の有無にかかわらず、全町民がいつでも・どこでも・だれでも・いつまでも、個々の状況に合わせて、スポーツや運動に親しむことができる生涯スポーツの実現をめざす。
- 子どもから高齢者まで、全ての町民が気軽にスポーツに関心を持ち、健康増進や生きがいにつながり、スポーツが暮らしの一部として根づくことで活力あるまちをめざす。

2) 基本理念

**～スポーツを楽しみ、スポーツでつながる
誰もが健康で豊かなまち、周防大島～**

計画の方向性を受け、子どもから高齢者まで、そして、障害の有無、経済的に理由に関わらず、町民一人ひとりの立場や志向、レベルなどに応じ、自分に取り組めるスポーツを見つけ、身体を鍛えるだけでなく、心を豊かにし、仲間との絆を深め、地域社会の活力を醸成するスポーツの力を享受して生きていけるまち、そういった思いを込めて本計画の基本理念を「スポーツを楽しみ、スポーツでつながる誰もが健康で豊かなまち、周防大島」としました。

【参 考】スポーツと持続可能な開発（スポーツSDGs）

「持続可能な開発のための2030アジェンダ宣言」では、「スポーツもまた、持続可能な開発における重要な鍵となるものである。」と認識されており、SDGsの17の目標のどれにも該当しています。その中でも次に挙げる目標は、本町の基本理念と関係しています。

目標3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

スポーツと運動は、活動的なライフスタイルや精神的な安寧の重要な要素です。非伝染性疾病などのリスク予防に貢献したり、性と生殖その他の健康問題に関する教育ツールとしての役割を果たしたりすることもできます。

目標4：すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

体育とスポーツ活動は、就学年齢児童の正規教育システムにおける就学率や出席率、さらには成績を高めることができます。スポーツを中心とするプログラムは、初等・中等教育以後の学習機会や、職場や社会生活でも応用できるスキルの取得に向けた基盤にもなりえます。

出所：国連連合広報センターホームページ

3.2 基本目標

第1期計画期間に発生した新型コロナウイルス感染症の蔓延にともないスポーツ環境も大きく変化しましたが、本町がめざすスポーツ推進における方向性に大きな影響がなかったことから、第1期計画の進捗状況も鑑み、本計画においても第1期計画の基本目標を踏襲し、以下の4項目とします。

基本目標① 生涯にわたるスポーツ活動の推進

町民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じてスポーツに取り組めるようスポーツ活動を推進していきます。

子どもたちに対する多様なスポーツ実施機会の提供や、仕事や子育てで忙しく運動機会の少ない若年層に向けた運動に関する情報提供やイベントの実施、高齢者や障害者の自主性や生きがいづくりを目的としたスポーツの推進など、ライフスタイルやライフステージに応じて、誰もが気軽にスポーツ活動に取り組むことができる生涯スポーツ活動を推進していきます。

基本目標② スポーツに取り組む環境の整備

スポーツ活動の推進にあたり、個人のスポーツに対する関心を高めるとともに、スポーツに取り組む環境の充実を図ることも必要です。

各スポーツ団体間の連携を深め、不足しているスポーツ指導者や有資格者及び、彼らが活躍できる場を確保していくとともに、多種目、多世代、多志向でのスポーツ活動を行うなど、町民の誰もがより身近にスポーツ活動を行えるよう、環境の充実を図ります。

基本目標③ スポーツ施設の充実

スポーツ活動を実践していくためには、安全で利用しやすいスポーツ施設が身近に充実していることが大切です。

施設や設備の点検・整備を行うとともに、ニーズに応じて機能向上や安心・安全な利用に向けての施設改修についての検討も行い、町民がスポーツに親しみやすい環境を整えていきます。また、施設利用の意向があっても、利用できずにいた方々への対応として、近隣市町との連携も検討しながら、スポーツ施設の運営方法の改善を図っていきます。

基本目標④ 町民協働によるスポーツの推進

多くの町民が、地域で仲間や幅広い世代と一緒にスポーツを楽しみ、交流を図ることで、人々とのつながりや地域の活力につながります。また、町民のみならず、本町の持つ地域資源を活用しながら、様々なイベントの開催やスポーツツーリズムの展開などにより、スポーツの推進や地域づくりの担い手として活躍を期待し、関係人口の増加を図ります。

そのため、行政のみならず、スポーツ関係団体、企業、教育機関などが積極的にスポーツ活動に関わることで、生涯スポーツ社会の実現をめざします。

また、情報発信を充実し、多様な媒体からの情報発信やICTの導入により、町民や地域、行政間の情報共有を図り、町民がスポーツへ主体的に取り組めるよう促します。

3.3 取組の方向性

基本理念や基本目標を実現するために、本計画では基本目標ごとに取組の方向性を以下のように整理しました。

ここで掲げた取組の方向性は、第1期計画を継承していますが、その内容を検討するうえで、前章で整理した「本町のスポーツを取り巻く状況と課題」を踏まえ、また、第1期計画の取組状況や取組時の課題を重視しながら設定しました。

1) 基本目標①での取組の方向性

基本目標① 生涯にわたるスポーツ活動の推進

【1-1】 子どもの健康な体づくり

スポーツや運動は、子どもの健康な体づくりにおいて欠かせない要素です。身体的な健康だけでなく、精神的や社会的な成長にも寄与するため、様々なスポーツや運動を推進することが重要です。

特に、子どもが幼い頃からスポーツ活動に親しむことは、健康な体をつくるとともに、規範意識の定着やフェアプレイ精神を育むことにもつながるとともに、スポーツを通じた仲間との交流はコミュニケーション能力の育成にも寄与します。さらに、家庭で一緒にスポーツを楽しむことで、家族の絆を深めることも期待できます。家族が自らスポーツに参加することで、子どもたちに運動を楽しむ姿を見せ、健康的なライフスタイルを身につける基盤を築くことが期待できます。

子どもたちの心身の健やかな成長のため、家庭、地域、学校など、様々な場面で子どもたちが楽しんでスポーツに親しめる環境づくりに取り組みます。

【1-2】 働く世代のスポーツ機会の拡充

働く世代は、仕事や家庭などの忙しさから、スポーツに取り組む機会が少なくなりがちです。

しかし、働く世代が気軽にスポーツを楽しむことは、働く世代自らがスポーツの力を認識したうえで、地域や企業が協力して進めるべき重要な課題と言え、スポーツ推進に向けた活動を促進することで世代間交流や健康増進が期待できます。これにより、働く世代が気軽にスポーツを楽しむことができ、結果として、将来的な医療費の削減につながるばかりでなく、スポーツ指導者の育成、総合型地域スポーツクラブの発展など、地域の絆づくりにも寄与します。

働く世代がスポーツに関心を持ち、それぞれの体力や個々の状況などに応じてスポーツに取り組める環境づくりを進めます。

【1-3】 高齢者・障害者のスポーツ推進

スポーツは、性別や年齢、障害の有無などに関係なく、誰もが取り組み、楽しむことができます。

高齢者にとって、定期的な運動は、生活の質を高め、筋力や関節の柔軟性の維持を助け、日常生活を自立して行うために不可欠な活動です。また、障害者にとっても、スポーツは楽しみを提供し、リハビリテーション効果や他者との交流を促進するものとして、スポーツの重要性が高まっており、スポーツ基本法の基本理念には「障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、

障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」と謳われており、共生社会の実現をめざし、障害者が利用しやすい施設の整備や、地域でのスポーツ推進が進められています。

年齢や障害の有無に関わらず、全ての人がスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組むことで、生涯スポーツ社会の実現をめざします。

〔1-4〕 競技スポーツの振興

競技スポーツは、町民の健康や生活の質の向上、地域社会の活性化に寄与する重要な施策です。

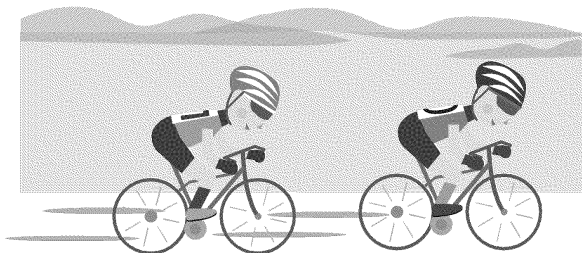
スポーツは、「する」人だけでなく、「観る」や「支える」人に対しても、感動を与える魅力を持っています。高い技術のスポーツを観戦することは、競技人口の拡大や町民のスポーツ活動の活性化にも大きく貢献します。

国内外で活躍できる選手の育成に向け、運動能力の向上が著しい9歳～12歳頃のジュニア世代をはじめ、競技者の意欲を高め、競技力を向上するための取り組みを進めます。

〔1-5〕 スポーツ・レクリエーション活動の推進

スポーツはまず何よりも「楽しむ」ことが重要です。楽しめるスポーツ・レクリエーションのメニューが多様であることが、幅広い町民の参加や継続した取り組みにつながります。また、ライフステージに応じ、子どもから高齢者まで、各年齢層に適したプログラムを提供することも必要です。

そのため、町民の誰もが、生涯にわたってスポーツ活動を行っていけるよう、年齢や体力など、それぞれに合わせたスポーツやレクリエーションに取り組める環境づくりを進めます。



2) 基本目標②での取組の方向性

基本目標② スポーツに取り組む環境の整備

〔2-1〕 総合型地域スポーツクラブへの取組

体を動かして遊ぶ機会が少なくなっている現在の環境は、子どもの体力低下や肥満増加につながっています。成人は仕事や家事・育児に追われ、なかなかスポーツをする機会がありません。

こうした環境で、生涯にわたり身近な地域で、いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも、スポーツを楽しむことのできる環境がある場所であり、また、サードプレイスいえる場所でもある、それが総合型地域スポーツクラブです。

本町では、令和3(2021)年度に総合型地域スポーツクラブを運営する組織が解散したため、解散以降、クラブ活動が滞っていましたが、本町のスポーツ推進を実現する上では、必要な取組であるため、仲間内で楽しむチームやサークルではなく、スポーツの得意・不得意、性別や世代などを問わず、地域の誰もが気軽に参加し、楽しむことができる取組として、総合型地域スポーツクラブの整備促進を図ります。

〔2-2〕 地域団体との連携（各種スポーツ団体など）

スポーツに対して、町民が主体的に取組を行っていくためには、地域やスポーツ活動、あるいは活動の支援を行っている各団体の連携が必要です。日頃の活動や会合を通じて、団体内の交流を深めるとともに、各団体間においてもスポーツイベントや意見交換などの場を設けるなど、各団体の連携強化を図ります。

〔2-3〕 指導者の育成、充実

町民が主体的に参画する地域スポーツ環境を整備していくためには、スポーツ活動の目的に合わせたスポーツ指導者の充実が必要で、そして、その育成は、効果的なスポーツプログラムの実施に欠かせない要素です。しかし、本町においては指導者が不足しており、今後より一層、指導者の育成を図っていかねばなりません。

また、スポーツ基本法の制定により、スポーツ推進委員は、これまで主な役割として位置づけられてきたスポーツ実技の指導や助言に加えて、「新しい公共」を担う総合型地域スポーツクラブの創設、育成など、地域スポーツの推進役として、コーディネーターという役割が重要視されています。

全町的なスポーツの推進に向け、地域活動を支えるスポーツ指導者の育成と、スポーツ推進委員の組織強化を図っていきます。

〔2-4〕 安全性の確保

スポーツ活動の中で生じるケガなどの危険性を回避するためにも、競技者や指導者、運営スタッフなどが、常に安全を意識することが重要であり、そのためには、正しい知識を身につけておくことや、安全なスポーツ環境づくりが求められます。

スポーツにおける事故などを防ぎ、誰もが安心してスポーツに取り組めるよう、スポーツ実施時の安全性を確保します。

3) 基本目標③での取組の方向性

基本目標③ スポーツ施設の充実

〔3-1〕 施設・設備の整備

スポーツの習慣化を図るためには、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる施設や設備が欠かせません。

施設の整備や改修を進め、利用者が安全で快適にスポーツに取り組める環境を整えます。

〔3-2〕 スポーツ施設の有効活用

学校体育施設や公共スポーツ施設は、本町の各地域に配置されており、町民にとって身近なスポーツ活動の場になっています。今後は、総合型地域スポーツクラブの整備促進により、これらの施設が「新しい公共」を担う、地域コミュニティの拠点となっていくことが期待されます。また、スポーツ施設の有効活用は、地域のスポーツ振興や町民の健康増進に寄与する重要な取組です。

そのため、スポーツ活動が十分行えるよう、既存のスポーツ施設の有効活用方法について検討し、スポーツ活動場所の確保に努めるとともに、地域コミュニティの核として学校体育施設や公共スポーツ施設などの機能充実・強化を図り、地域住民のスポーツを通じた交流を促進します。

4) 基本目標④での取組の方向性

基本目標④ 町民協働によるスポーツの推進

〔4-1〕 町民のスポーツへの主体的な取組

本町では、体育協会や各団体、コーディネーターであるスポーツ推進委員などをはじめ、スポーツに関する各種団体が活発に活動しています。しかし、スポーツをしている人とスポーツをしない人の二極化が明確になっており、継続的にスポーツに取り組んでもらうことは言うまでもなく、スポーツを全くしていない町民もいることから、活動のすそ野をさらに広げていくための取組が求められます。

町民や地域、団体等の自主性に基づいた活動を促進するとともに、組織・団体間の連携を強化することで、「する」「観る」「支える（育てる）」といった視点に加え、「つくる/はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」の視点を持ちながら、スポーツ振興の効果を高めていきます。

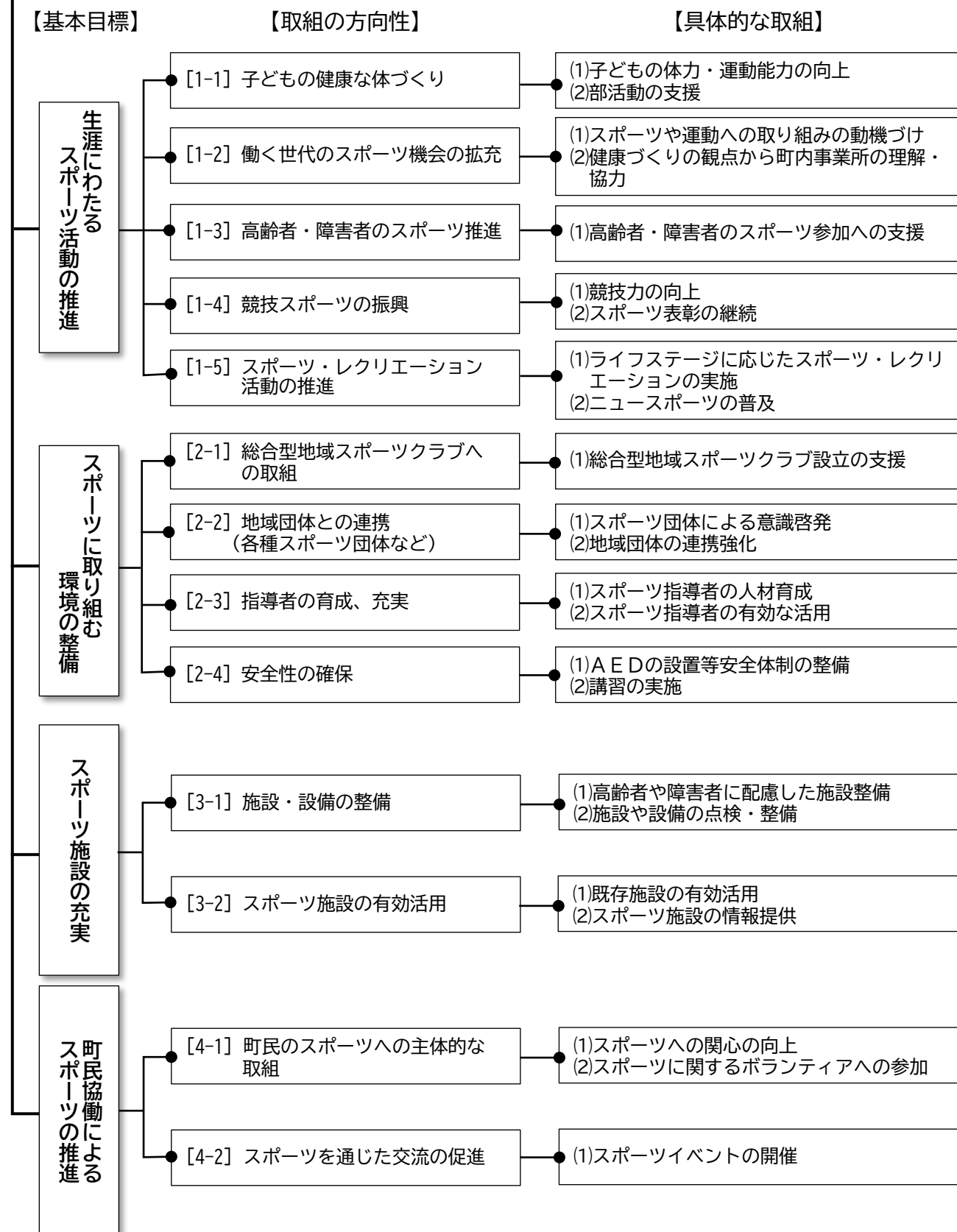
〔4-2〕 スポーツを通じた交流の促進

スポーツは、性別や世代、国籍、住んでいる地域などの違いを超えた、人と人とのつながりや交流を生み出します。また、地域においては、コミュニティの活性化や明るいまちづくり、青少年の健全育成などにも寄与します。

スポーツを通じて人や地域の交流が図られる機会をつくり、活力あるまちづくりを進めます。

3.4 施策体系

【基本理念】 スポーツを楽しみ、スポーツでつながる誰もが健康で豊かなまち、周防大島



第4章 施策の展開

4.1 基本目標① 生涯にわたるスポーツ活動の推進

1) [1-1]子どもの健康な体づくり

(1) 子どもの体力・運動能力の向上

子どもの体力や運動能力の向上には、子ども自身が体を動かすことの楽しさを発見することが大切です。スポーツの楽しさを広めていくために、家庭や学校、地域、団体と連携して、スポーツに親しむことができる機会や環境づくりを行っていきます。

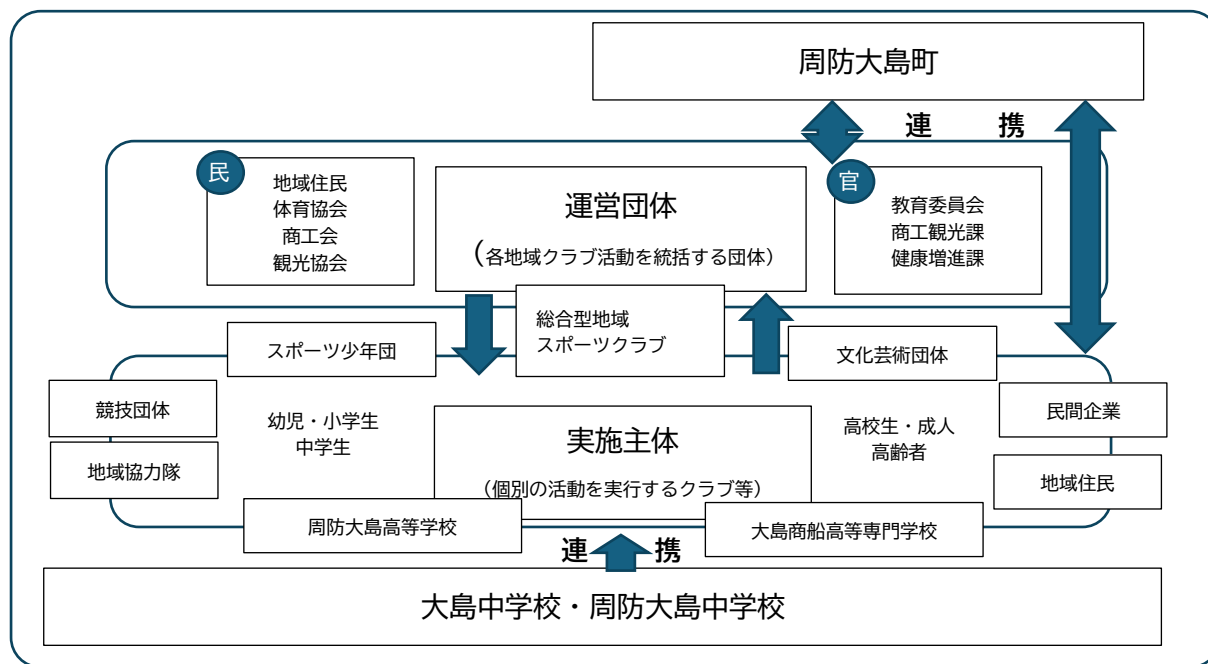
■具体的な取組

事業名等	現状及び今後の方向性
大島郡小学校体育連盟 補助事業 [継続検討]	少子化により、学校の統廃合を進んでおり、今後さらに少子化が進行する想定されることから、連盟主体の事業を実施していくことが困難と思われます。そのため、今後継続するか検討していきます。
スポーツ少年団 [継続]	スポーツ少年団の募集等については、現在、大島、久賀、橘、東和の各地区で広報活動や体験会等を開催しています。各地区とも子どもの減少等に伴い、団の維持が難しい状況もみられることから、今後は必要に応じて、競技団体及び団員数を維持していくことに努め、統合や広範囲での募集等も検討していきます。
大島地区幼児・児童水泳教室 [継続]	平成 26(2014)年度より、水泳指導者インストラクターを講師として、夏休みに幼児・児童の水泳教室を開催しています。教室を通じて、水の安全教育等も学ぶことができるため、B & G海洋センタープールの温水化を受け、開催時間の延長などに取り組むなど、今後も継続して行います。
東和地区水泳教室 [継続]	地域との協力しながら、対象学年の繰り下げなどの対策を施し、多くの児童の参加を促すなど、小学生を対象とした水泳教室（夏季は屋外プール、冬期は屋内プール）の開催支援を今後も継続していきます。（冬季は泳げない子が対象）

(2) 部活動の支援

生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ環境となることを目指し、関係者の理解と協力のもと、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備します。

(部活動の地域展開イメージ図)



■その他の取組

事業名等	現状及び今後の方向性
県大会等派遣補助事業 [継続]	町内中学校の生徒が、県大会等へ出場する際の交通費（貸切バス等）や参加料を、町が中学校へ補助することで保護者の負担軽減を図っています。部活動支援のために必要な事業であることから、今後も継続していきます。

2) [1-2]働く世代のスポーツ機会の拡充

(1) スポーツや運動への取り組みの動機づけ

若年層（20歳代～40歳代）では、将来に向けた自身の健康づくりや、その子どもがスポーツに親しむためにも、スポーツを行う機会を増やしていく必要があります。年齢や世代に合わせたスポーツ機会やスポーツ情報を提供するとともに、情報の発信のみならず、利用者のITリテラシーを高めながら、双方向性のある媒体により情報の共有を行うなど、若い世代へのスポーツの推進を図っていきます。

■具体的な取組

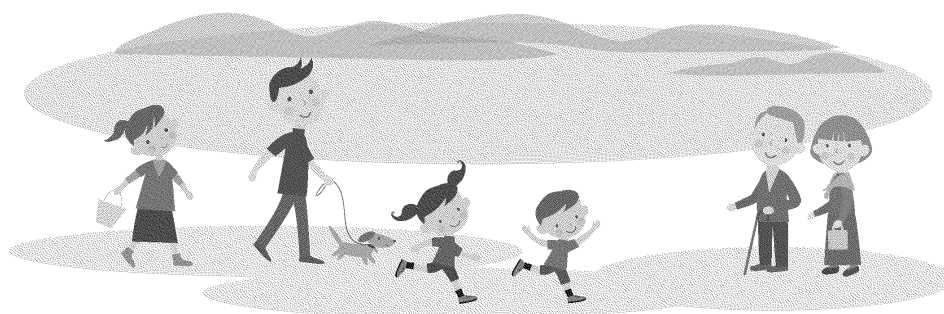
事業名等	現状及び今後の方向性
広報「すおう大島」など様々な情報媒体の活用 [継続]	現在、広報紙や町ホームページの中で各種大会等のお知らせを掲載しています。今後は、広報紙や町ホームページに限らず、情報受発信のIT化を図り、積極的に周知・啓発を検討していきます。

(2) 健康づくりの観点から町内事業所の理解・協力

中高年期に差しかかると、体力や運動能力の低下、身体の変化を感じるようになり、健康づくりへの関心を持つ人が多くなります。今後とも元気で豊かな生活を送るために、健康づくりと合わせて、自分に合った運動習慣を身につけられるよう、取組を行っていきます。

■具体的な取組

事業名等	現状及び今後の方向性
健康づくりへのアドバイス [継続]	保健師や栄養士等と連携し、スポーツを通じた町民の健康づくり活動に対し、周知・啓発を行います。併せて、自宅でも簡単に実践できる運動プログラムの作成、普及など、健康増進を図ります。



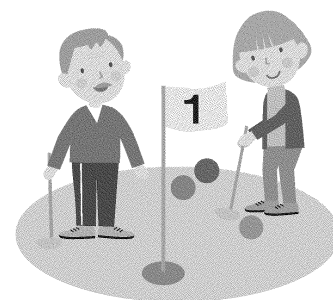
3) [1-3]高齢者・障害者のスポーツ推進

(1) 高齢者・障害者のスポーツ参加への支援

スポーツは、健康づくりや体力の維持・向上とともに、社会参加の機会づくりや促進、達成感や向上心など、精神的な効果も期待され、さらにはスポーツを通じたコミュニケーションによる生きがいがいくつくりにもつながります。それぞれのライフステージに合ったスポーツの紹介やスポーツ機会を提供し、高齢者・障害者のスポーツ参加を支援していきます。

■具体的な取組

事業名等	現状及び今後の方向性
グラウンドゴルフ協会 各支部 [継続]	各支部の練習と各大会への参加等、クラブ内で自主運営を行い、活発に活動しています。今後も継続した活動が行えるよう、支援していきます。
グラウンドゴルフ 大会運営支援 [継続] (大島郡、東和地区、 東和近郊大会)	得点集計システム等のソフトウェアの操作支援を行っており、今後も継続して支援に努めます。また、高齢者の中には操作が困難な方もみられるため、円滑な利用につながるよう必要に応じて操作研修を検討していきます。
ウォーキング教室の開催 [継続]	B & G海洋センタープールの温水化により、水中ウォーキング教室や、水中フィットネスダンス教室、SUPフラ教室、障害者のための海洋性スポーツ・レクリエーションの導入教室等を実施し、高齢者や障害者のスポーツ参加への支援を行なうなど、幼児から高齢者まで全ての人々がスポーツを通じ、健康で幸福な生活を過ごせるようにサポートを続けます。



4) [1-4] 競技スポーツの振興

(1) 競技力の向上

競技力の向上に向けては、スポーツ団体や各協会、行政の支援は大きな力となります。

スポーツの指導や競技の場を充実していくために、スポーツ団体や各協会の連携強化、行政としての様々な支援を行い、競技スポーツの競技者の増加や競技力の向上に取り組んでいきます。

■具体的な取組

事業名等	現状及び今後の方向性
町体育協会の組織体制の充実・支援 [継続]	町民の生涯スポーツの促進のため、専門性に優れた機能を有する体育協会との連携を強化し、近年のスポーツ種目の多様化複雑化及び現状を把握し、組織にない種目（バドミントン、ラグビー、マリンスポーツ、グラウンドゴルフ等）への支援を行います。
トップアスリートによるスポーツクリニックの実施 [継続]	トップアスリートを教室等のイベントに招致し、スポーツ医療に関する指導や助言を受けることにより、競技力の向上と競技人口の増加につなげます。

(2) スポーツ表彰の継続

各種スポーツ大会において優秀な成績を収めた人や本町のスポーツ発展に貢献した人、団体に対するスポーツ表彰を行うことで、スポーツのさらなる発展をめざしていきます。

■具体的な取組

事業名等	現状及び今後の方向性
全国大会等出場者激励費支給事業 [継続]	アマチュアスポーツ競技の全国大会等に出場する者や団体を激励し、本町の名声と競技力向上を図るため、激励費を支給していますが、高校生の高校総体等の出場者や団体が主になりつつあるため、要綱改定も視野に入れ、子どもから高齢者まで幅広く制度を活用できるよう取り組みます。

5) [1-5]スポーツ・レクリエーション活動の推進

(1) ライフステージに応じたスポーツ・レクリエーションの実施

生涯にわたってスポーツに親しむためには、ライフステージに応じたスポーツを行っていくことが必要です。誰もが親しみやすく、実施しやすいレクリエーション種目・ニュースポーツの紹介や実施する機会を提供し、生涯スポーツを推進していきます。

■具体的な取組

事業名等	現状及び今後の方向性
大島郡体育協会 大島支部大島地区スポーツ振興 [継続]	年間を通じて、B & G海洋センター体育館及びすぱーく大島、大島グラウンドは概ね毎週の利用があります。また、体育の日の恒例行事として開催している大島地区対抗ソフトボール大会を実施しています。今後も継続した利用や開催に努めます。
B & Gスポーツ関係 [継続]	B & G海洋センタープールの温水化により、水中ウォーキング教室や、水中フィットネスダンス教室、SUPフラ教室、障害者のための海洋性スポーツ・レクリエーションの導入教室等を実施、体育館では高齢者の転倒予防プログラムや幼児のフロアリズムプログラムなどを実施し、高齢者や障害者のスポーツ参加への支援を行なうなど、幼児から高齢者まで全ての人がスポーツを通じ、健康で幸福な生活を過ごせるようにサポートを続けます。
B & G海洋性 レクリエーションの普及 [継続]	B & G海洋センタープールの温水化により、プールでのSUPフラ教室や幼児・高齢者・障害者のための海洋性スポーツ・レクリエーションの導入教室、荒天時のマリンスポーツ体験が新たに実施できるとともに、従来の艇庫での活動も積極的に行い、今後も継続していきます。
屋代湖駅伝 [継続検討]	大島郡中学校体育連盟と連携して開催している大会で、コロナ禍以降、大会中止が続いていますが、所期の目的である屋代ダム周辺の地域振興の推進の一助となり、大会開催の問い合わせもあります。しかし、他地区でも同様の大会があることから、今後見直しを検討します。
大島郡体育協会 [継続]	各種スポーツイベントを開催しています。 今後は、事務の簡略化に努め、競技団体と共同でイベントを運営していける体制づくりについても検討していきます。

(2) ニュースポーツの普及

町民一人ひとりが、いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも、スポーツに親しめる機会の充実を図るため、スポーツ推進委員協議会等と協働し、年齢や体力に関係なく誰でも楽しめるニュースポーツに関連する事業を推進します。

■具体的な取組

事業名等	現状及び今後の方向性
ニュースポーツの推進 [継続]	ニュースポーツ等の支援が行える体制を整え、パタンク、カローリング、フライングディスク、スポーツ吹き矢等のニュースポーツの普及や競技人口の確保に努めます。

4.2 基本目標② スポーツに取り組む環境の整備

1) [2-1] 総合型地域スポーツクラブへの取組

(1) 総合型地域スポーツクラブ設立の支援

総合型地域スポーツクラブの目的は、会員相互の親睦や、世代を超えスポーツを通して健康で明るい町民生活を実現することにあります。

また、クラブ運営は会員による自主運営であって、活動経費は受益者負担が基本となることから、地域内の学校施設や公共施設を有効に活用し、複数のスポーツ種目や文化プログラムを用意する等、地域住民による地域住民のためのスポーツクラブづくりを推進します。

■具体的な取組

事業名等	現状及び今後の方向性
NPO法人総合型地域スポーツクラブ設立支援 [新規]	山口県スポーツ協会と連携しながら町内全域を対象とした総合型地域スポーツクラブの設立を検討します。

2) [2-2] 地域団体との連携（各種スポーツ団体など）

(1) スポーツ団体による意識啓発

各種スポーツ団体やグループ等が、施設を利用する際の施設情報や適切な利用方法等における情報提供に努めます。

■具体的な取組

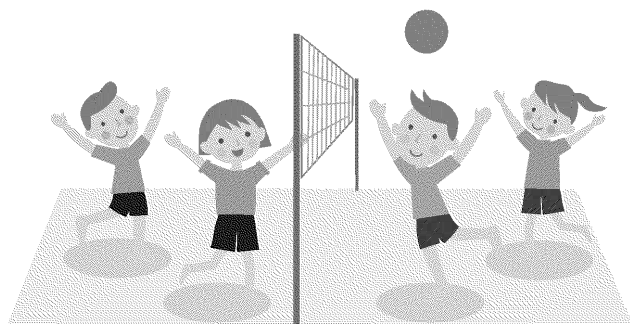
事業名等	現状及び今後の方向性
大島地区スポーツ団体連絡会議 [継続]	大島地区では、毎年3月に体育館・グラウンド・すぱーく大島利用者に対して、利用調整会議ならびに利用上の注意などを説明しており、今後も継続して行っています。
大島郡体育協会役員会 [継続]	各部門の役員が一堂に会する役員会を年1回開催し、年間活動計画及び予算等を確認しており、今後も継続して行っています。

（２）地域団体の連携強化

多様化するスポーツニーズに応え、より多くの町民のスポーツへの参加を促進するためには、スポーツ団体による効果的・効率的な連携体制が必要です。体育協会をはじめ、様々な町民スポーツ団体や学校等が連携し、積極的に町民や青少年のスポーツ活動を支援できる体制づくりに努めます。

■具体的な取組

事業名等	現状及び今後の方向性
ビーチバレー大会、 大島一周駅伝、 サザン・セト大島ロード レース、少年サッカー大会 [継続]	出場選手のおもてなしや交通誘導など、地元自治会等がボランティアで運営に参加しています。今後は連絡調整の改善など、円滑な実施に向けて取り組みます。



3) [2-3]指導者の育成、充実

(1) スポーツ指導者の人材育成

スポーツを行う人のレベルや目的に合わせた適切な指導がされることは、スポーツを実施する人にとって大きな励みになります。スポーツ指導者に対する様々な研修会や講習会を開催し、スポーツ指導者の人材育成を図っていくとともに、地域スポーツを推進していくために、スポーツ推進委員の組織強化と社会的地位の確立をめざしていきます。

■具体的な取組

事業名等	現状及び今後の方向性
海洋性レクリエーション指導員の養成研修参加 [継続]	体育館・艇庫の事業は当然ながら、令和6(2024)年度のB & G海洋センタープールの温水化により、プールでも年間を通して事業展開できるようになりました。B & G海洋センター運営の柱となる有資格指導者は必須であるため、定期的に養成研修に参加します。
海洋性レクリエーション指導員(リーダー)研修 [継続]	海洋性レクリエーション活動の指導補助の指導者確保のため、マリンスポーツ全般の幅広い知識と技術を持つ海洋性レクリエーション指導員「B & Gリーダー」を養成します。それにより、海洋性レクリエーションの普及を図るとともに、自然体験活動・水の安全教育の推進、地域住民の健康増進に寄与しています。体験型修学旅行生が多く、指導者不足にあることから、新人職員の研修の一環としてリーダー研修を取り入れていきます。
スポーツ少年団指導者・育成母集団研修会等への参加 [継続]	地域のスポーツ少年団指導者研修会等の参加を推進し、団員の健全育成や指導者等の資質向上を図るとともに、今後のスポーツ少年団活動の活性化を図ります。

(2) スポーツ指導者の有効な活用

スポーツ指導者が持っている技術や知識を有効に活用していくために、必要としている町民や学校、団体等に対し、情報をわかりやすく提供し、スポーツ指導者の活躍の場を創出していきます。

■具体的な取組

事業名等	現状及び今後の方向性
スポーツ人材バンク(仮称)の設立 [継続]	競技ごとの指導者情報やスポーツイベントなどを支えるスポーツボランティアの情報を盛り込んだスポーツ人材バンク(仮称)の設立を検討します。
スポーツ推進委員の派遣 [継続]	各地域や団体などからの派遣依頼により、スポーツ推進委員等を派遣し、ニュースポーツやウォーキングの指導・助言等を行います。

4) [2-4]安全性の確保

(1) AEDの設置等安全体制の整備

スポーツ施設に対し、AEDの設置・点検・保守管理を促すとともに、施設利用者への周知を行っていきます。また、スポーツ実施者や指導者に対して講習会などを開催し、町民が安心してスポーツに取り組めるよう、安全体制を整備していきます。

■具体的な取組

事業名等	現状及び今後の方向性
AED設置事業 [継続]	町内にある小・中学校及び公共施設にAEDを整備しています。(パッドは2年ごと、バッテリーは4年ごとに更新) 今後、本体更新の際には、維持・管理を含めリース方式等を検討していきます。そのほか、久賀農業者健康管理センター、棕野体育館、文化センター、B & G海洋センター体育館・プール・艇庫にも設置をしています。

(2) 講習の実施

町民が主体的かつ安心・安全にスポーツ活動を行うことができるよう、スポーツを取り巻く事故等への対処に関する知識を習得するための講習会等の機会を提供します。

■具体的な取組

事業名等	現状及び今後の方向性
AED講習会 [継続]	スポーツ少年団指導者による講習会を2～3年に1回実施しており、今後も、同等の頻度で講習会を開催します。
プール監視員の養成 [継続]	B & G海洋センタープールの温水化により、年間を通して長期間でのプールの一般開放や、新規事業である水中ウォーキング教室、水中フィットネスダンス教室、SUPフラ教室、障害者のための海洋性スポーツ・レクリエーションの導入教室等を計画するにあたり、安心・安全なプール運営を行うためにも監視員の人数を増員するとともに、水の事故ゼロをめざす重要な業務であるので、養成は必修となります。 プールでの事故に対処できるよう、AEDの使い方、CPRの講習会を実施しています。ガイドラインの更新に伴い、更新に対応した再講習などの必要があることから、毎年の実施に努めます。
海洋性レクリエーション指導員(リーダー)研修 【再掲】 [継続]	海洋性レクリエーション活動の指導補助の指導者確保のため、引き続き指導員(B & Gリーダー)研修を行い、指導者を養成し、海レクでの事故に対処できるよう、AEDの使い方、CPRの講習会を実施しています。ガイドラインの更新に伴い、更新に対応した再講習などの必要があることから、毎年の実施に努めます。
PWCレスキュー講習 [継続]	海洋性スポーツ・レクリエーション活動の安全な指導救助運営にあたり、プロペラがなく安全で機動性が高い救助活動ができるPWC(水上バイク)のレスキュースキルは非常に重要であるので、小型船舶特殊免許取得者を確保するとともに、PWCレスキュー団体であるウォーターリスキーマネジメント協会(WRMA)の講習会を誘致、受講させて、有資格者の増加を図り、安全な艇庫活動を推進します。

4.3 基本目標③ スポーツ施設の充実

1) [3-1]施設・設備の整備

(1) 高齢者や障害者に配慮した施設整備

高齢者や障害者にとっても利用しやすい施設とするため、スポーツ施設のバリアフリー化を進めていきます。

■具体的な取組

事業名等	現状及び今後の方向性
学校屋内運動場改修事業 [継続]	改修工事に際して、スロープの設置や多目的トイレ(オストメイト)を整備しています。今後も、高齢者や障害者に配慮した改修に努めます。

(2) 施設や設備の点検・整備

利用者の安全性や利便性を考慮し、施設や設備の点検・整備を行い、必要に応じて計画的に改修などを行っていきます。

■具体的な取組

事業名等	現状及び今後の方向性
学校施設点検 [継続]	教職員及び設置者の教育委員会職員が定期点検を実施しています。平成27(2015)年度から、小・中学校屋内運動場の非構造部材(天井材、吊りバスケットゴール)における落下防止対策を計画し、実施に努めます。

2) [3-2]スポーツ施設の有効活用

(1) 既存施設の有効活用

多くの町民がスポーツを行うためには、十分なスポーツ施設が必要です。町内の各所にある集会場や学校体育施設など、既存施設を有効に活用し、町民にスポーツの場を提供していきます。

■具体的な取組

事業名等	現状及び今後の方向性
学校施設の開放 [継続]	学校の運動場及び屋内運動場を地域団体に開放しており、スポーツ少年団から成人・高齢者の団体が通年または期間利用しています。今後も、学校の協力を得ながら、事業の継続に努めます。
指定管理者制度の導入 [継続]	町民サービスの向上に向けて、陸上競技場及び総合体育館の管理・運営を指定管理者へ委託しており、民間業者の経営改善などを考慮しながら、更新ごとに見直しを行います。
高校サッカー大会の開催 [継続]	人工芝を導入した施設の有効活用を図るため、これらの施設を利用したスポーツイベントを開催することによって、町内外に広くPRを図ります。

(2) スポーツ施設の情報提供

「する」「観る」「支える（育てる）」など、スポーツへの関わり方が多様化する中で、求められる情報也多岐にわたっています。また、情報媒体の急速なIT化など、情報の受け手である町民も、様々な媒体を使って情報を取捨選択する時代になりました。そのため、スポーツ施設に関する情報も、町民のニーズに即し、発信形態も創意工夫することが必要となっています。

多くの町民がスポーツに関する情報に身近にふれることができるよう、デジタルデバイトも考慮しながら、効果的な広報や情報提供を行います。

■具体的な取組

事業名等	現状及び今後の方向性
町ホームページなどの活用 [継続]	町ホームページに施設の紹介を掲載しています。今後、アイキャンのケーブルTV「周防大島チャンネル」の活用や町民の視点に立って情報をわかりやすく整理し、また、様々な情報媒体を活用し、施設を利用しやすくなるよう努めます。

4.4 基本目標④ 町民協働によるスポーツの推進

1) [4-1] 町民のスポーツへの主体的な取組

(1) スポーツへの関心の向上

本町のスポーツを推進していくためには、町民がスポーツを「する」だけでなく、「観る」「支える（育てる）」ことにも主体的に取り組む必要があります。スポーツイベントの観戦や支援するボランティアとしての参加など、様々な面からスポーツ参加を促進し、町民の関心が高まるよう取組を進めていきます。

■具体的な取組

事業名等	現状及び今後の方向性
様々な情報媒体を活用したスポーツイベントの紹介【新規】	様々な情報媒体を活用し、ニュースポーツや各種スポーツイベントの紹介を行います。
備品の貸し出し【継続】	地域のスポーツ行事への備品の貸し出しを行います。

(2) スポーツに関するボランティアへの参加

運動・スポーツ実施やスポーツイベントの運営等にはスポーツボランティアの存在は欠かせない一方、スポーツボランティアの認知と理解は低い状況であるといえます。そこで本町では、スポーツボランティアの活動内容や活動場所、活動時間等に関する情報提供と発信に努めていきます。

■具体的な取組

事業名等	現状及び今後の方向性
ビーチバレー大会、大島一周駅伝、サザン・セト大島ロードレース、少年サッカー大会【再掲】【継続】	出場選手のおもてなしや交通誘導など、地元自治会等がボランティアで運営に参加しています。今後は連絡調整の改善など、円滑な実施に向けて取り組みます。
スポーツボランティアの養成【継続】	スポーツボランティア登録制度を活用し、スポーツを支える担い手づくりを進めます。また、登録者等を対象とした研修を行い、質の高い指導や適切な対応が行えるようスキルアップを図るとともに、新たな人材の発掘に努めます。



2) [4-2]スポーツを通じた交流の促進

(1) スポーツイベントの開催

スポーツイベントは、町民や地域の交流が生まれ、町の活性化へとつながります。様々なスポーツイベントを開催し、世代や年齢、地域などを越えた交流を促進していきます。

■具体的な取組

事業名等	現状及び今後の方向性
久賀駅伝大会 [継続]	「冬場の体力つくりとふれあい」を目的として、毎年2月第3日曜日に開催し、5部門（一般男子・女子、スポ少男子・女子・小学中低学年）で実施しています。近年の駅伝ブームの影響により参加チームは増加している一方、主催団体である「久賀走友会」会員の高齢化が進み、若年層の会員加入もなく、運営が困難な状況となっています。今後も伝統ある駅伝大会が継続実施できるよう支援に努めます。
ニュースポーツ大会 [継続検討]	競技人口が確保できず、大会は開催できていません。今後は、ニュースポーツを含む新たなスポーツ大会の普及と大会実施を検討していきます。
シニア卓球大会 [継続]	関係者主導で大会運営が行われているため、今後も継続実施できるよう支援に努めます。
ふれあいグラウンドゴルフ大会 [継続]	関係者主導で大会運営が行われているため、今後も継続実施できるよう支援に努めます。
久賀職域ソフトボール大会 [継続]	参加団体が減少傾向にありますが、関係者主導で大会運営が行われているため、今後も継続実施できるよう支援に努めます。
大島ソフトバレーボール大会 [継続検討]	ソフトバレーボール人口の減少により、昨今は開催できていません。今後は、ニュースポーツを含む新たなスポーツ大会の普及と大会実施を検討していきます。
久賀ソフトバレーボール大会 [継続]	関係者主導で大会運営が行われているため、今後も継続実施できるよう支援に努めます。
橘親睦球技大会 [継続]	毎年、春と秋に地区対抗のソフトボール競技と、橘地区在住者及び在職者によるソフトバレーボール競技を開催しており、学生から高齢者まで幅広く参加し、地区住民の親睦を深める機会として定着しています。今後は、住民の提案で多様な開催方法ができ、主体的に準備運営ができるよう、体育協会役員の提案を積極的に取り入れていきます。
春季剣道大会 [継続]	春に地区の神社境内において、スポーツ少年団、中学生、剣道関係者が一堂に会し、大会を通じて交流と武道精神の高揚を図っています。剣道人口減少に伴い、大会規模が縮小傾向にありますが、境内での野試合という珍しさもあり、選手・応援者ともに楽しく参加しています。今後、体験会の実施やレクリエーション競技の導入などに努めます。

■具体的な取組（つづき）

事業名等	現状及び今後の方向性
特定保健指導の実施 【継続】	特定健康診査でメタボリックシンドロームまたは予備群、肥満と判定された方に運動の実践に向けた保健指導を実施しています。ウォーキング等、日常的に簡単に取り組めることから勧めており、効果は上がっていますが、身体的な症状を持つ人への指導に苦慮している状況です。65歳以上の人が多いため、今後は、身体状況に合わせた保健指導を行っていきます。
生活習慣病予防教室の開催 【継続】	特定健康診査で要指導・要経過観察になった人や生活習慣病予防に興味がある人を対象に、運動の効果や効果的な方法を指導しています。保健師が中心となって運動指導を行っており、今後は健康運動指導士等の専門家と協力し、より適切な助言を行っていきます。
大島郡体育協会 【再掲】 【継続】	各種スポーツイベント開催しており、今後はさらに工夫を重ねて、世代や年齢などを問わないスポーツ交流の促進を図ります。
屋代湖駅伝大会 【再掲】 【継続】	大島郡中学校体育連盟と連携して開催している大会で、コロナ禍以降、大会中止が続いていますが、所期の目的である屋代ダム周辺の地域振興の推進の一助となり、大会開催の問い合わせもあります。しかし、他地区でも同様の大会があることから、今後見直しを検討します。
B & G海洋センター 体育館・プール・艇庫 の各種大会 【継続】	バレー、卓球、インディアカ、水泳大会、カヌー大会など各種大会を実施しています。B & G海洋センタープールの温水化により、水中ウォーキング教室や、水中フィットネスダンス教室、SUPフラ教室、障害者のための海洋性スポーツ・レクリエーションの導入教室等を実施、体育館では高齢者の転倒予防プログラムや幼児のフロアリズムプログラムなどを実施し、高齢者や障害者のスポーツ参加への支援を行なうなど、幼児から高齢者まで全ての人々がスポーツを通じ、健康で幸福な生活を過ごせるようにサポートを続けます。
スキー教室 【継続検討】	子ども会行事としてのスキー教室や、総合型地域スポーツクラブのスキー教室、B & G行事としてのB G塾として実施を続けてきましたが、雪のない地域として子どもたちや保護者の皆さんの需要も高く、交通手段の無い方々のためにも町による支援の継続を検討します。
ビーチバレー大会、 大島一周駅伝、 サザン・セト大島ロード レース、少年サッカー大会 【再掲】 【継続】	出場選手のおもてなしや交通誘導など、地元自治会や関連スポーツクラブ等がボランティアで運営に参加しています。スポーツを通じた地元と参加者の交流を深め、更なる交流人口の拡大を図ります。



第5章 計画の推進に向けて

本計画を推進するためには、まず、推進体制を構築することが重要と考えています。

スポーツの推進には、多面的な取組が必要で、多様な団体や実施主体の確保、指導者の適切な資質能力の向上などが求められており、加えて、財源の多様化と安定化も必要です。さらに、地域コミュニティと協働し、自律的なスポーツクラブを育成することもスポーツを推進するうえでは効果的な取組と考えています。

これらの要素を持続的に発展させることで、スポーツ推進の基盤が強化されと考え、このような視点で推進体制を構築し、計画を推進していきます。

5.1 推進体制構築のための要素

スポーツ推進のための体制は、様々な要素によって構成されます。主要な要素を次に整理しました。

○多様な関係者の関与

スポーツ推進には、町民、地域コミュニティ、スポーツ関係団体、企業、教育機関、行政などの多様な関係者が関与することが重要です。また、学校教育との協力体制の維持に加え、“スポーツ×福祉”や“スポーツ×観光”など、健康・福祉や商工観光など異分野との連携も必要です。

○町民参加と地域コミュニケーションの充実

町民がスポーツや運動に積極的に参加できる環境を整えることが重要です。スポーツのハードルを低くし、誰もが参加できるイベントなどを開催することで、スポーツの楽しさや重要性を伝え、地域全体がスポーツ推進に向けてまとまることが期待されます。

○教育機関等との連携

幼稚園や小学校、中学校、高等学校などの町内教育機関のほか、町外の教育機関との連携は、主に幼児、若年層のスポーツ参加を促進するために重要です。学校教育においてスポーツの価値を伝え、運動部活動を支援することから始まり、地域クラブへの移行をスムーズにするための支援が期待されます。

○地域スポーツクラブとの連携と育成

地域コミュニティを基盤としたスポーツクラブとの連携は、町民がスポーツに参加しやすくするための重要な要素と言えます。また、高齢化が高い本町に合ったスポーツクラブを育成することは、地域の健康増進や活性化が期待できます。

○持続可能な財源の確保

スポーツ推進には、安定した財源確保が重要です。企業スポンサーや各種補助金などの経済的支援やクラウドファンディングなどにより運営資金を確保し、スポーツ活動の財源に活用することが不可欠です。

5.2 本町の推進体制

町民がスポーツに主体的に取り組み、スポーツを日常に取り入れ、楽しみながら、地域コミュニティが活発になるように、町民、地域コミュニティ、スポーツ関係団体、企業、教育機関、行政などが互いに協働して計画を推進していきます。

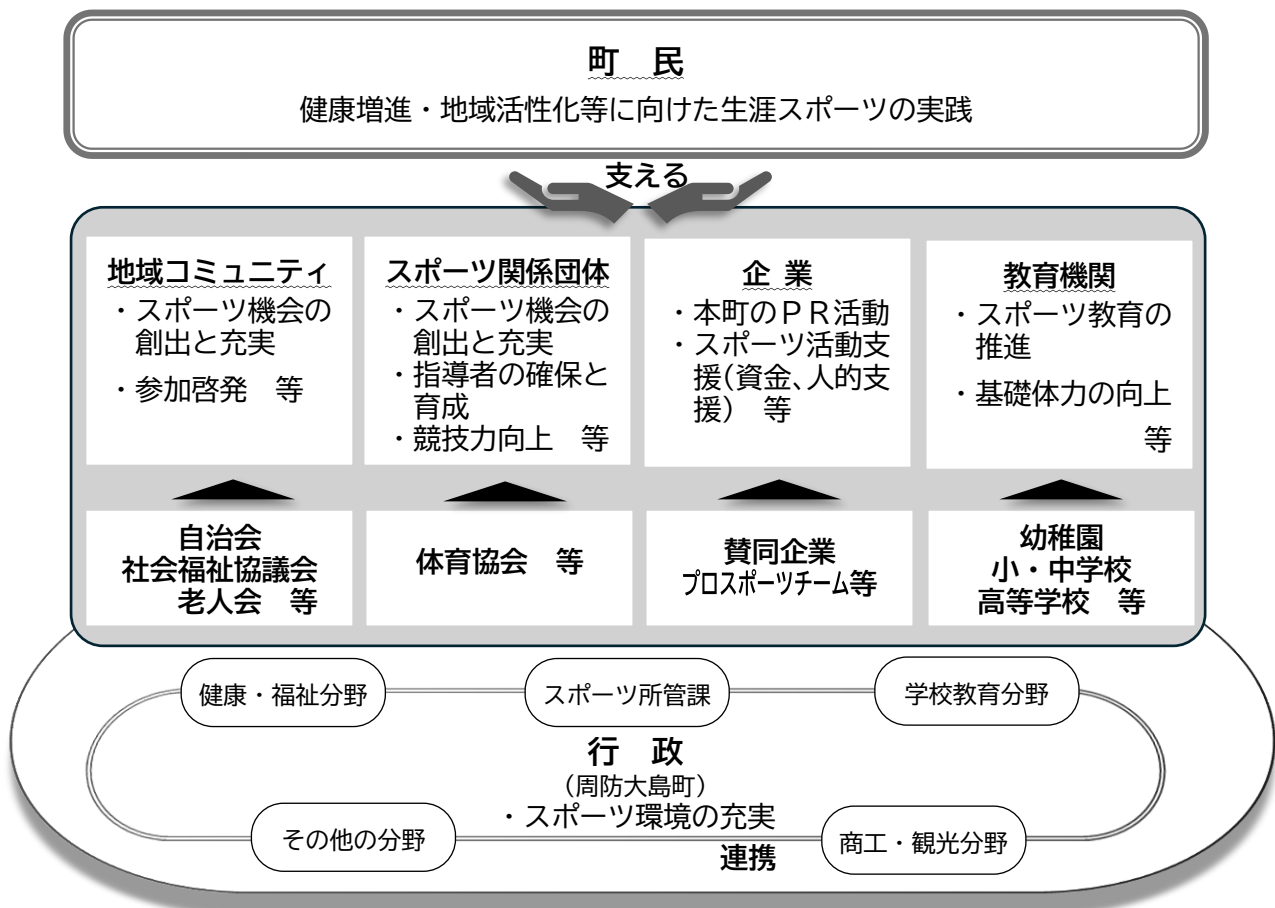


図 5.1 本町の推進体制

■ 資料編

資料1 周防大島町スポーツ推進計画策定委員会

1) 周防大島町スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定に基づき、本町におけるスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針となる周防大島町スポーツ推進計画（以下「計画」という。）を策定するため「周防大島町スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもつて組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) スポーツ・レクリエーション関係団体関係者
- (2) 教育・行政機関関係者
- (3) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定により教育長が委嘱又は任命した日から計画の策定が完了するまでとする。

2 関係機関・団体等の職をもつて選任又は推薦された者にあつては、その職にある期間までとし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に会長及び副会長を各一人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(費用弁償)

第7条 委員が職務の遂行のために要した経費は、周防大島町報酬及び費用弁償条例（平成16年周防大島町条例第37号）により支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年9月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 この告示による最初の会議は、第6条第1項の規定に関わらず教育長が招集する。

2) 周防大島町スポーツ推進計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

	選出団体等	役職等	氏名	備考
1	スポーツ・レクリエーション関係団体関係者	大島郡体育協会副会長	吉川 朝博	
		大島郡体育協会副会長	屋敷村 哲宏	
		大島郡体育協会副会長	吉村 忍	
		スポーツ推進委員協議会会長	小川 忠良	大島郡体育協会副会長
		スポーツ推進委員協議会女性委員	杉山 美紀	
2	教育・行政機関関係者	大島郡中学校体育連盟会長	東原 孝	大島中学校長
		大島郡小学校体育連盟会長	藤村 信之	明新小学校長
		周防大島町健康福祉部	大久保 晴美	健康増進課長
3	学識経験者	社会福祉法人さつき会 さつき園園長	濱田 紀子	

3) 周防大島町スポーツ推進計画策定委員会委員の経緯

実施年月日	名称	内容
令和7(2025)年 1月21日(火)	第1回 周防大島町スポーツ推進計画策定委員会	・計画策定に係る概要について ・アンケート調査実施について
令和7(2025)年 2月26日(水)	第2回 周防大島町スポーツ推進計画策定委員会	・計画骨子について ・アンケート調査結果(速報)について
令和7(2025)年 〇月〇日(〇)	第3回 周防大島町スポーツ推進計画策定委員会	・パブリックコメント結果の報告 ・計画(案)について

資料２ 用語解説

【あ・ア行】	
新しい公共	支え合いと活気のある社会をつくるための協働の場。町民・町民団体や地域組織、企業、町等が、一定のルールとそれぞれの役割を持って当事者として参加し、協働するもの。
I C T	情報通信技術。I T（Information Technology）の「情報」に加えて「コミュニケーション」（共同）性が具体的に表現されている点に特徴がある。
I Tリテラシー	I Tに関する知識を適切に理解して活用する能力のこと。
A E D	自動体外式除細動器。心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電氣的なショック（除細動）を考え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。
eスポーツ	「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。
【か・カ行】	
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。
クラウドファンディング	インターネットを通じ、資金を調達したい人がプロジェクトやイベントを公開し、不特定多数が支援を行うシステムのこと。
グラウンドゴルフ	ゴルフを基本に、日本で考案されたニュースポーツの一種。学校などのグラウンドでも気軽に行えるということをイメージして名づけられた。必要とするプレイ時間は、標準的なコースで8ホール 30分程度。
【さ・サ行】	
サードプレイス	家庭でも職場でもない過ごしやすい第三の場所で、ストレスから解放され、一時的にでも自分らしくリラックスして過ごせる場のこと。
頭脳スポーツ （マインドスポーツ）	高い思考能力を用いて競われるゲームを一種の「スポーツ」と見なしたものの。
スポーツ医療	スポーツ全般に必要な医学の知識や対策のことで、スポーツによって起きたケガや、パフォーマンス力の向上に活かされる。
スポーツSDGs （持続可能な開発）	スポーツが本来持つ力を活用し、持続可能な社会づくりに貢献していく取り組み。
スポーツ基本法	昭和36(1961)年に制定されたスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）を50年ぶりに改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、ならびに国及び地方公共団体の責務ならびにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるもの。
スポーツ基本計画	スポーツ基本法の理念を具体化し、今後のわが国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として位置づけられるもの。

【さ・サ行】(つづき)	
スポーツ振興法	昭和 36(1961)年 6 月に制定された、日本におけるスポーツ振興の基本法。内容は総則、スポーツ振興のための措置、スポーツ振興審議会及び体育指導委員、国の補助の 4 章からなり、特にスポーツ振興に関する国及び地方公共団体の施策の基本と任務を明示するとともに、スポーツは国民に強制することなく、常に国民の自主性を尊重し、それぞれの適正と健康状態に応じて実践するものであることを強調している。
スポーツ推進委員	スポーツ基本法第 32 条に基づき、市町村教育委員会が委嘱する委員。任期 2 年の非常勤公務員。
スポーツツーリズム	スポーツを「観る(観戦)」「する(楽しむ)」ための移動だけでなく、周辺の観光要素や、スポーツを「支える」人々との交流や地域連携も付加した旅行スタイルのこと。
スポーツプロモーション	スポーツの普及・促進・発展を意味する言葉。
総合型地域スポーツクラブ	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブ。「多世代」「多種目」「多志向」という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営される。
指定管理者制度	公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するために設けられた制度。
【た・タ行】	
デジタルデバイド(情報格差)	インターネットやコンピュータといった情報通信技術を利用できない者と利用できる者との間に生じる格差のこと。
地域コミュニティ	地域の多様な主体が連携・協働して暮らしを支える社会のこと。
【な・ナ行】	
ニュースポーツ	20 世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツ群。一般に、勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動をさす。
【は・ハ行】	
バリアフリー	高齢者や障害者が社会生活をする上で、障壁(バリア)となるものを除去するという意味。
フレイル	健康な状態と要介護状態の中間の段階のこと。
【ら・ラ行】	
ライフステージ	人生の節目ごとに段階を分けていくこと。

第2期 周防大島町スポーツ推進計画

発行年月:令和 7(2025)年3月

編 集:周防大島町教育委員会 社会教育課

〒742-2512 山口県大島郡周防大島町大字平野 269-44

Tel:0820-78-5048/Fax:0820-78-2500
